

監査結果公表第 1 号

定期監査結果報告について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、定期監査（財務監査・行政監査）を執行したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を公表する。

令和 5 年 1 月 31 日

四日市市監査委員	加 藤 光
同	樋 口 孝
同	谷 口 周 司
同	小 林 博 次

目 次

監 査 対 象

市民文化部	1
地区市民センター（6センター）	
こども未来部	9
保育園（5園） 幼稚園（3園） こども園（1園）	
教育委員会	17
小学校（9校） 中学校（6校）	
総務部	25
総務課 人事課 職員研修所 調達契約課 工事検査課 I C T戦略課 人権・同和政策課 人権センター	
選挙管理委員会事務局	66
公平委員会事務局	71
シティプロモーション部	73
観光交流課 文化課 スポーツ課	

市民生活部 地区市民センター

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
対象部局 市民生活部 地区市民センター
対象年度 令和3年度
対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
実施場所 各地区市民センター
監査期間 令和4年10月24日、令和4年10月27日
- 4 監査の主な実施内容
四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

- ・24地区市民センターのうち、次の6センターの監査を行った。
橋北地区市民センター、小山田地区市民センター、内部地区市民センター、
四郷地区市民センター、県地区市民センター、川島地区市民センター
（県地区市民センター、川島地区市民センターは、書面監査）

地区市民センターの主な業務内容（令和4年4月1日現在）は、次のとおりである。

【地区市民センター】

（1）地域振興に関する事務
ア 地域的諸課題に関すること。
イ 地域福祉に関すること。
ウ 住民の相談に関すること。
エ 広報広聴に関すること。
オ 公共的団体との連絡調整に関すること。
カ センターの施設、設備及び地区内の公共施設等の利用計画の企画調整に関すること。
キ 市長並びに各委員会に対する諸願及び進達に関すること。
ク 自主防災組織に関すること。

ケ	市連絡員に関すること。
コ	センターの庶務に関すること。
サ	その他地域振興に関すること。
(2) 社会教育に関する事務	
ア	定期講座の開設に関すること。
イ	討論会、講演会、実習会、展示会等の開催に関すること。
ウ	図書、記録、資料等を備え、住民の利用に供すること。
エ	文化、体育、レクリエーション等に関する集会の開催に関すること。
オ	社会教育関係団体に関すること。
カ	センターの施設及び設備の使用許可に関すること。
キ	その他地域社会教育に関すること。
(3) 窓口に関する事務	
ア	戸籍、住民基本台帳、在留関連事務及び特別永住許可事務に関すること。
イ	市長及び各委員会に対する届、申請等の受付に関すること。
ウ	諸証明に関すること。
エ	市税、手数料その他の歳入金の収納及び還付に関すること。
オ	その他窓口事務に関すること。

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員配置のリスク

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

2 3 E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、収入事務、現金管理事務、財産管理事務等において点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。

事前調査の結果、支出事務、物品・備品管理、公印管理、契約事務、文書管理事務について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 8 ※	
収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	8 / 8 ※	
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	8 / 8 ※	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	2 / 12 ※	○
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 8 ※	○
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用（又は、市民に有効利用）されないリスク	4 / 4	
	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生のリスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	

情報管理	個人情報情報を扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	

※：出先機関であることによる加算あり（評点／リスク最大時評点）

（２）職員配置のリスク

◆窓口担当が年休取得等不在の際の応援体制は機能しているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 窓口担当が１人の地区市民センター（以下 センター）では、窓口担当が年休取得等不在とするときは、同ブロックの窓口担当が複数名いる他のセンターから応援を得ることで対応している。窓口担当が２人のセンターでは、応援に行くことで窓口担当が１人となり、窓口対応が混雑することがあるが、他の職員でサポートすることで対応している。窓口担当の予定が重なる場合に加え、職員が新型コロナウイルス感染症関連で出勤できなくなることもあることから、同ブロックでの応援ができないときは、ブロックを越えた応援を行っており、応援体制は機能している。

◆窓口対応において、本庁からの依頼業務も増加する中、業務を円滑に遂行できているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 窓口の混雑時や、手続き内容により１人の来客で数時間の対応が必要な場合には館長や副館長を含め全職員で対応し、対応時間の短縮や、来客の満足度の向上に努めている。

（３）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

◆個人番号カード（マイナンバーカード）の交付等に伴う業務や新型コロナウイルス感染症に伴う対応業務により業務量は増加していないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 個人番号カード（マイナンバーカード）の交付・更新業務について、多くの市民が手続きに訪れており、休日にはマイナンバーカードサービスセンター交付業務の応援にも行っていることから業務量は増加している。また、新型コロナウイルス感染症に伴う対応では、ワクチン接種等に関する苦情や問い合わせに伴う来館や電話の急増、窓口や貸館における消毒等の感染防止対策、貸館の中止による利用者への連絡や取消申請受理等の対応など業務量が増加した時期があった。

意 見

【共通事項】

- ① 病気休暇などで長期に渡って職員が欠ける際の要員確保に引き続き取り組むこと。
また、窓口業務の担当職員の負担が大きくなりがちであるため、そのフォロー体制について検討すること。

【小山田地区市民センター】

- ② 窓口業務の担当職員は、他の職員と比べると年休取得日数が半分以下となっている。
窓口業務を行う会計年度任用職員の増員などにより、どの職員も働きやすい労働環境を整備すること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見

【共通事項】

- ① 内部事務管理について【合规性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

- ② 内部統制について【有効性の視点】

支出事務や証明事務等でミスを防ぐための内部統制について、取扱事務の複雑化・多様化が進み事務量が増加していること、土日・祝日明けなど窓口混雑時の事務処理誤りなど、様々なリスクが想定される。リスクを想定し、内部統制が機能する体制づくりに取り組むこと。

- ③ 自治会役員などの選出について【住民福祉の向上の視点】

自治会役員のスムーズな選出に成功している地区もある。また、行事において専門性の高い作業が伴うことから、事故を恐れて役員のなり手がいないというケースもみられ、その作業において技術を有している有償または無償のボランティアを依頼することで参加者の増加につながった例もある。こういった成功例を参考にし、役員のなり手の不足の解消や参加者を増加させることに取り組むこと。

- ④ 地域活動の担い手の確保について【住民福祉の向上の視点】

自治会役員は、担い手の確保が困難になってきている。また民生委員については、年齢制限が緩和されたものの選出が難航している。他の地域活動団体においても担い手の確保が困難なことから、いっそうの地域活動のPRなどに加え、担い手の発掘につながる地区ごとの手法をさらに検討すること。

⑤ 電気料金に対する意識について【経済性の視点】

電気料金については、水道やガスとは異なり使用量についての業者からの逐一の報告がないことから、漏電などに特に注意し、使用状況の把握に努めること。

⑥ 窓口における本人確認について【経済性の視点・住民福祉の向上の視点】

戸籍謄本などの請求時に確認する本人確認書類のコピーの必要性については、費用対効果や請求者の待ち時間なども考慮して総合的に検討し、事故を未然に防止すること。

⑦ 証明書の発行業務について【住民福祉の向上の視点】

マイナンバーカードを利用した証明書の発行手数料の見直しが検討されているが、センターの窓口でコンビニ利用の利便性を促す周知が必要である。証明書の発行はコンビニ交付を促進し、センターでは、センターでしかできない相談や本庁との連携に力を注ぐこと。

⑧ 公有財産管理について【法規性の視点】

公有財産について、更新されたものは公有財産台帳に適宜反映させるとともに、すでに機能していない、使用の見込みのない工作物に関しては、管財課と相談し、適切に対応すること。

⑨ 掲示物について【住民福祉の向上の視点】

館内には非常に多くの掲示物が掲示されているため、掲示効果が薄れていると思われる。景観を考え掲示しているが、掲示物の多さに慣れない人もいることからデジタルサイネージを導入するなど、掲示方法を検討すること。

⑩ 災害発生時への備えと個人情報管理のバランスについて【住民福祉の向上の視点】

地区内に在住の高齢者などの情報について、自治会長が書類を収集し、地区市民センターが管理している。自宅の電気がついていないのに応答がなかったため、自治会長が地区市民センターを訪れて当該書類の閲覧を求めたが、書類の所在を知っていた職員が不在であったため書類を確認できなかった事例が過去にある。災害発生時など緊急事態の際に、当該書類が閲覧できないといったことがないように、その取扱いについて常に地域でルールを共有しておくこと。

【橋北地区市民センター】【小山田地区市民センター】【内部地区市民センター】

【四郷地区市民センター】

⑪ 現金の取扱いについて【法規性の視点】

センターでは、日々多くの収納金を管理している。当日の収納金のうち、ATMからの入金が可能なのは最寄りの金融機関の専用口座に入金し、夜間のセンター内金庫での保管現金を極力少なくしている。前日の収納金は、翌日の午前中に専用口座を開設している金融機関に払い込む運用を行っている。2人一組の職員で金融機関に行くことができない場合には、近隣であっても公用車を使用するなどの対策を取っているが、盗難など常に現金事故の防止を徹底すること。

⑫ 災害発生時への備えについて【住民福祉の向上の視点】

【小山田地区市民センター】

ア 職員通用口にある水道のバルブ栓が5 cmほど地表から突出している。夜間や緊急時等の利用において、職員が転倒するおそれもあるため、平板ブロックの敷設などにより対処すること。

イ 戸棚などについて、耐震対策がとられていないものが見受けられるため、すべて点検し、すみやかに対応すること。

【内部地区市民センター】

ウ 調理室の冷蔵庫などについて、耐震対策がとられていないものが見受けられるため、すべて点検し、すみやかに対応すること。

⑬ 施設管理について【住民福祉の向上の視点・合规性の視点】

【内部地区市民センター】

ア 隣接する私道に車両が停まっていたが、市有地の境界を確実に把握しておき、越境行為が発生していないか常に確認すること。

イ 和室の障子が破れているため、修繕を行うこと。

ウ 畳のへりは、特に高齢者はつまずく危険があるので、テープやスポンジなどで対策を行うこと。マンホール周りのコンクリートについても、つまずく危険があるので、対応を検討すること。

【四郷地区市民センター】

エ フェンスが破損している箇所があり危険なことから、注意看板などを設置することにより子どもの事故の防止に努めること。

オ 法面に多くの雑草が生えており、公共施設側の責務として除草を行うこと。

【橋北地区市民センター】

⑭ 思いやり駐車場について【住民福祉の向上の視点】

思いやり駐車場のアスファルトが凸凹である。車いす利用者、杖歩行者など歩行に困難のある方がつまずくと危険なことから修繕を行うこと。

⑮ 入り口の掲示板について【有効性の視点】

掲示板のガラス引き戸が壊れて使用できない状態である。新規に設置するのか、修繕で対応するのか市民生活課と協議し、適切な対策をすること。

⑯ 太陽光を利用した外灯について【有効性の視点】

ソーラーパネルの位置が建物の陰になっており、その目的と効果が不明確である。自然エネルギーを使用した電源確保は有効であるが、効果的な機能の活用がなされているか確認すること。

⑰ 窓口対応について【合规性の視点】

証明書発行時の誤った対応や処理について、出先機関でありリスクが高くなるため常日頃から注意し、これを教訓として再発防止に努めること。

【四郷地区市民センター】

⑱ 外国人の窓口対応について【住民福祉の向上の視点】

ポルトガル語・スペイン語の窓口相談ができる職員は、四郷地区市民センターの会計年度任用職員1人のみであり、1人で窓口対応を行っている。他からの応援もできないため、今後複数での体制を整えること。

⑲ 非接触型体温計について【住民福祉の向上の視点】

入り口に設置した非接触型体温計が故障して使用不可能であるが、新型コロナウイルス感染症が終息していないことから市民・職員の安心感のため再度設置すること。

⑳ 窓口のスペースについて【住民福祉の向上の視点】

来客が非常に多く、来客用のスペースが狭いことから、市民が気持ちよく利用できるように窓口のレイアウト変更を検討すること。

評 価

【橋北地区市民センター】

橋北地区市民センターはSNSを利用してチラシやポスターを掲げ、身近な広報としている。引き続きSNSを活用し、広く周知すること。他のセンターにおいてもSNSを活用し、情報発信されたい。

【四郷地区市民センター】

ポルトガル語等の図書の設置は四郷地区の特性として配慮されており、非常に重要な取り組みである。また、多文化共生サロンでの地域イベントや運営にセンターの職員が携わり、随時情報交換を行っている。外国人市民の方への対応は、四郷地区市民センターが先駆的に行っていくことを今後も期待したい。

こども未来部 保育園・幼稚園・こども園

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査及び行政監査）
- 2 監査の対象
 - 監査対象部局 こども未来部 保育園・幼稚園・こども園
 - 対象年度 令和3年度
 - 監査対象事項 財務事務等
- 3 監査等の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 各保育園・幼稚園・こども園
 - 監査期間 令和4年11月1日、令和4年11月2日
- 4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

- ・市立保育園19園のうち、次の5園の監査を行った。
 - 笹川保育園、内部保育園、笹川西保育園、あがた保育園、四郷保育園
 - （あがた保育園、四郷保育園は書面監査のみ）
- ・市立幼稚園16園のうち、次の3園の監査を行った。
 - 川島幼稚園、内部幼稚園、笹川中央幼稚園
 - （笹川中央幼稚園は書面監査のみ）
- ・市立こども園5園のうち、次の1園の監査を行った。
 - 橋北こども園

第3 監査の着眼点

- 1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

【保育園・幼稚園・こども園共通事項】

 - （1）リスク評価チェックリストの検証
 - （2）出先機関のリスク
 - （3）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
 - （4）施設の補修がすみやかに行われないリスク

(5) 多様化する課題に対する保護者支援が不十分となるリスク

(6) 経験年数の少ない職員が不安を抱え込むリスク

【保育園・こども園共通事項】

(7) 複雑な雇用形態の中での情報共有阻害のリスク

2 3 E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

【保育園・幼稚園・こども園共通事項】

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においてはリスクは低かったが、事前調査の結果、財務会計事務、文書事務について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しが行なわれず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	4 / 12 ※	
現金管理	現金や金券（切手・収入印紙・駐車券等）の取扱いがあるか	現金・金券の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4 / 8 ※	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	2 / 12 ※	○

財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

※：出先機関であることによる加算あり

(評点／リスク最大時評点)

(2) 出先機関のリスク

- ◆ 保育業務のかたわら書類作成、書類の確認作業等の事務仕事を行う必要があり、さらに、出先機関であることから、事務上の不備が生じやすいのではないか。保育幼稚園課のチェックは行き届いているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 支出負担行為兼支出命令書等財務関係書類は保育幼稚園課の決裁を受けており、チェックはされている。修正等で保育園等と保育幼稚園課との間のやりとりに時間がかかることはあり、今回監査対象園において支払遅延が見受けられた。

意見

【保育園・幼稚園・こども園共通事項】

消耗品等の購入における支出事務において、支払遅延が生じることのないよう、起案時に会計管理課が作成する「会計事務の手引き」等を再確認し、適正な支出事務について徹底すること。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 今回監査対象園において、年間360時間を超える時間外勤務(*)を行っている職員が3人見受けられた。その主な要因は、コロナ陽性者の発生に伴う記録・連絡等の事務量の増加によるものである。

* 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

意 見

【笹川西保育園・橋北こども園】

時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実に努めるため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。

(4) 施設の補修がすみやかに行われないリスク

◆遊具、フェンス等の設備が破損したり錆びたりして安全性に欠けた状態が続くことはないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 一部の遊具やフェンス等で色の褪せた状態もみられるものの、職員が設備を適宜チェックして、園で執行可能な金額で実施できる修繕はすみやかに行うよう努めており、保育幼稚園課の所管となる修繕については補修の要望をしている。危険な状態となっている遊具などは、補修までの間ロープで使用禁止とするなど、誤って使用することのないようにしている。

しかし、監査対象園において、不適切な部分のある原課契約工事の施工等が見受けられた。

指 摘

【内部幼稚園】

空調機用電源の配線用の配管が接地しており、保護者や職員等の除草作業による破損や、園児が破損箇所に接触した場合による事故も考えられ、安全上、適切とは言えない施工である。適切な配管・配線となるよう対応を行うこと。

（平成30年度施工「内部幼稚園 引込計器盤取替修繕および電源配線工事」、令和3年度施工「内部幼稚園 空調機用電源配線工事」）

意 見

【内部保育園】

ア 園敷地西側のフェンスの高さが、人の腰高までしかない状況である。児童の安全のため、乗り越えられない高さのフェンスの設置について、引き続き保育幼稚園課に要望を行うこと。

イ 園舎テラスの天井の塗装が剥落している箇所が見受けられる。園児の安全のためにも塗りなおし等、補修を行うこと。

【笹川西保育園】

ウ 園敷地南側の隣地は園より高位置の斜面となっており、フェンスは設置されているものの不審者の侵入が懸念される。園児の安全のため、監視カメラの増設等、保育幼稚園課に対策を協議すること。

エ 園東側境界の壁面が剥落している。園児、職員のみならず一般市民にとっても危険であるため、保育幼稚園課に補修を要望すること。

【内部幼稚園】

オ 園敷地の南西側に向けた監視カメラの設置がなく、防犯上の死角となっている。児童の安全のため、保育幼稚園課に設置を要望すること。

【橋北こども園】

カ LED化されていない蛍光灯がみられるが、電気料金が高い上に、国は、2030年までにすべての照明のLED化を目標としている。期限が迫ると品不足になる可能性も考慮し、計画的にLEDへの置き換えを完了させること。

(5) 多様化する課題に対する保護者支援が不十分となるリスク

- ◆就学前の不安感、子育て全般についての不安感を抱く保護者は多くおり、ひとり親家庭で一人で悩みを抱えている保護者もいる。また、外国にルーツを持つ子ども、保護者は言葉の面で不安があったり、特別支援児の保護者はいっそう大きな不安を抱えていたりする。課題の多様化の中で、そういった保護者への対応が不十分となっていないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 多様な課題に対する保護者支援には、保護者と園職員との日常적인關係性が欠かせないため、園の職員が声をかけたり、園児の園生活での様子を保護者に伝えたりしている。その中で、仕事や家庭のさまざまな悩みについての保護者との対話から、子どもの成長、発達についての相談につながっており、内容により、特別支援の必要性を感じるケースについてはこども発達支援課やあけぼの学園など、ひとり親家庭のケースについてはこども家庭課をはじめ関係機関と連携して保護者支援を行っている。

(6) 経験年数の少ない職員が不安を抱え込むリスク

- ◆園の職員は、園児はもとより、保護者との信頼関係も構築し、悩みを持つ保護者のフォローを行うことも必要である。特に新規採用職員等の経験年数の少ない職員において、業務上の多くの問題を抱えることで、心理的な負担から心身に影響を及ぼし、ひいては離職につながったりするようなことはないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 経験年数の長い職員が、経験年数の短い職員に対し積極的に声をかけるよう対応している。また、必要な研修の受講を促したり、園長経験のある保育幼稚園課指導係職員による園訪問により、園の職員には話しづらいことも相談できる体制の整備を図ったりしている。

【保育園・こども園共通事項】

（７）複雑な雇用形態の中での情報共有阻害のリスク

- ◆ 保育園の職員には、正職員も含めさまざまな雇用形態があるので、勤務時間が異なる職員間の意思疎通、情報共有が難しくなることによって、職員間の連携に支障をきたし、職務の達成度が低下するようなことはないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 園児の情報は連絡ノートを作成して各クラスの職員間で共有し、また、園業務の伝達事項はホワイトボードや共通ノートの活用により全職員が共有しており、大きな支障はきたしていない。

２ ３ E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意 見

【保育園・幼稚園・こども園共通事項】

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② コロナ禍における保育について【住民福祉の向上の視点】

新型コロナウイルス感染症がまん延する中であっても、どうしても子どもを保育園に預けざるをえない保護者が多くいる。感染症対策は講じられてはいるものの、職員と園児は密になる機会が多い上に、年齢の低い園児はマスクをつけるということもできず、感染拡大するリスクは高い。さらに、子どもの家庭内感染のケースも多くみられる。安全を第一に考えながら、可能な限り工夫して業務を行うこと。

③ 職員の資質向上について【有効性の視点】

各園は、職員の研修参加を促し、学びの機会がもてるよう努めているが、園長は、職員が保育に馴れることなく資質向上に努めているかをチェックすること。

④ 園における子どもの受け渡しについて【住民福祉の向上の視点】

一日のうちで担当職員が交代する場合であっても、保護者の迎えの際にその日は誰が迎えに来るかという情報について共有を徹底し、ミスのないよう細心の注意を払うこと。

⑤ 現金の取扱いについて【合規性の視点・効率性の視点】

ア 収納金の取扱いや管理について、厳重な管理と事故防止を徹底すること。

イ 行事の写真の販売の際、園が保護者から現金を預かり、業者に渡しているが、現金を取り扱うこと自体が職員の負担にもなり、事故のリスクも発生することから、現金を直接扱わない方法に変えることを検討すること。

⑥ すぐメールの配信について【効率性の視点・住民福祉の向上の視点】

園長をはじめ数人の職員に、すぐメールの配信権限が付与されているとのことであるが、園のパソコンでしか配信操作ができないこととなっている。大雨警報発令時などいかなる時でも、職員が少なくとも一人は園に行って配信しなければならないというのはいかなるものか。園長だけは自宅でも配信可能にするなど、全庁的な事例も参考にするなどしてやり方を検討すること。

⑦ 災害発生時への備えについて【住民福祉向上の視点】

【内部保育園】

ア コピー機等の事務機器、棚、靴箱などについて、耐震対策がとられていないものが見受けられるため、すべて点検し、すみやかに対応すること。

【川島幼稚園】

イ 倉庫内のキャビネットについて、耐震対策がとられていないものが見受けられるため、すべて点検し、すみやかに対応すること。職員室のキャビネットについては、鎖で留められてはいるものの、容易に外れるような状況になっているので、補強すること。

【橋北こども園】

ウ 職員室の冷蔵庫などについて、耐震対策がとられていないものが見受けられるため、すべて点検し、すみやかに対応すること。

【川島幼稚園】

⑧ 休園に伴う保護者説明について【住民福祉の向上の視点】

川島幼稚園は令和5年度末をもって休園が決定している。園は、保護者や地域に対し周知をしており、未就園児の保護者に対しては、あそび会の場で、今後新たにこども園となるかわしまこども園の案内などを行っている。子どもを預ける保護者にとっては、園の形態の変化は影響が大きいことから、今後も丁寧な説明を行っていくこと。

【内部幼稚園】

⑨ ホームページによる情報発信について【有効性の視点】

保育園・幼稚園・こども園の中でホームページがあるのは幼稚園・こども園だけであるが、内部幼稚園は、ホームページの内容を頻繁に更新を行い、情報発信に力を入れており、園児や保護者向けには充実した内容となっている。しかし、幼稚園のホームページ自体の仕様が古く、スマートフォン対応や検索機能も十分でないなど、利用しにくく、園児募集やあそび会の周知には有効に機能していないと考えられる。保育幼稚園課にホームページの性能向上を要望すること。

評 価

【内部幼稚園】

保護者・地域との交流について

内部幼稚園では、PTAが中心となり年3回広報誌を作成したり、地域の有志団体と共に栽培活動を行ったり、保護者や地域の人と一緒に園児の保育に取り組むという公立幼稚園の長所が発揮されている。保育幼稚園課を通じて、他の幼稚園ともこの取り組みについて情報共有を図ること。

教育委員会 小学校・中学校

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

対象部局 教育委員会 小学校・中学校

対象年度 令和3年度

対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 各小中学校

監査期間 令和4年11月9日、令和4年11月11日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

・市立小学校は37校のうち次の9校について監査を行った。

内部東小学校、小山田小学校、橋北小学校、四郷小学校、高花平小学校、
笹川小学校、内部小学校、県小学校、川島小学校

（高花平小学校、笹川小学校、内部小学校、県小学校、川島小学校は書面監査）

・市立中学校は22校のうち次の6校について監査を行った。

笹川中学校、橋北中学校、内部中学校、西陵中学校、大池中学校、西笹川中学校
（大池中学校、西笹川中学校は書面監査）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

【小・中学校共通事項】

（1）リスク評価チェックリストの検証

（2）教職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

（3）教員が児童生徒と向き合う時間を十分に確保できないリスク

（4）理科薬品の適正な管理におけるリスク

（5）学校内におけるいじめ、不登校等への対応におけるリスク

【中学校共通事項】

（6）教員の部活動における業務負担に関するリスク

2 3 E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

【小・中学校共通事項】

（1）リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、全体的にリスクは平均的な評価となった。事前調査の結果、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

（評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○）

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4 / 8 ※	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	2 / 12 ※	○
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用（又は、市民に有効利用）されないリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報情報を扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	

その他	毒物、劇物及び薬品を保管しているか	毒物、劇物及び薬品の適切な管理がなされないリスク	6 / 6	○
-----	-------------------	--------------------------	-------	---

※：出先機関であることによる加算あり

(評点／リスク最大時評点)

(2) 教職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の教職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 学校業務アシスタントやスクールサポートスタッフの活用、定時退校日などの教職員の意識改革などにより時間外勤務は全体としてやや縮減する傾向が見られる。また、校務支援システム、ホーム&スクールの導入により電話対応等をはじめとした職員の負担軽減が図られている。

しかしながら、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応も求められる状況のなか、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況がいくつかの学校で発現しており、時間外勤務が年間360時間を超える教職員も多く見受けられた。

指 摘

【四郷小学校、高花平小学校、笹川小学校、
笹川中学校、内部中学校、大池中学校、西笹川中学校】

教職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認を行うこと。加えて、教職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めるとともに、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死認定基準を上回る状況の解消を図ること。

意 見

【内部東小学校、小山田小学校、橋北小学校、内部小学校、県小学校、川島小学校、
橋北中学校、西陵中学校】

教職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認を行うこと。加えて、教職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めるとともに、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。

(3) 教員が児童・生徒と向き合う時間を十分に確保できないリスク

- ◆学校が抱える課題が複雑化・困難化する中、教員が児童・生徒と向き合う時間が確保されているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 学校業務アシスタント、スクールサポートスタッフの配置や校務支援システムの導入により教員の業務負担が軽減されているものの、支援を要する児童・生徒への対応や新型コロナウイルス感染症への対策等に多くの時間を要する状況にある。

意 見

【小・中学校共通事項】

教員が児童・生徒と向き合う時間を十分に確保するため、従来の業務方法の見直しを進めるとともに、教育委員会と連携してA I 技術の活用等による業務改善をはじめとした環境整備を推進すること。

（４）理科薬品の適正な管理におけるリスク

◆理科薬品の保管・管理は適正になされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 平成２９年に教育委員会事務局から出された通知「理科薬品類の取扱いと管理について」に基づき、専用保管庫での管理、管理記録の整備、校長による点検を実施するなどして、保管・管理の徹底を図っているが、管理記録の事務処理が不適切な学校が見受けられた。

意 見

【小・中学校共通事項】

一般薬品など品質が劣化した薬品は、適宜処分するなど適切な管理に努めること。
また、毒物・劇物など処分する薬品を薬品庫以外で仮置きする場合は、鍵のかかる部屋に保管するなど、児童・生徒の安全を考慮した管理を行うこと。

（５）学校内におけるいじめ、不登校等への対応におけるリスク

◆学校内において、いじめ、不登校等が発生した場合に適切な対応をとることができる体制となっているか。未然防止及び再発防止に向けた取り組みがなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 定期的なアンケートの実施や教育相談などによって未然防止を図るとともに、見守りを徹底するなど再発防止に努めている。対象事案が生じた際には、対策委員会等を開催するなど校内で情報共有を行うとともに、状況に応じて教育委員会とも連携を取り、スクール・カウンセラー等の活用を図るなど、適切な対応が取れるよう努めている。

意 見

【小・中学校共通事項】

- ① 不登校を含む児童・生徒と学校側がつながりを持つために、タブレットを自宅へ持ち帰ることの推奨や自宅でのタブレットの活用を図ること。そのためにも、保護者とのコミュニケーションを大切にして、タブレット活用の理解を得られるよう取り組むこと。
また、このような取り組みを行うことで、児童・生徒が学校を敬遠することがないよう十分に配慮すること。
- ② 問題行動を起こす児童・生徒への対応は、複数の教職員で情報を共有し、教育委員会など関係機関と連携して対応しているが、他市では問題行動を起こす児童・生徒の状況に応じた対応マニュアルを作成している事例もある。児童・生徒への適切かつ迅速な対応を図るため、教育委員会とも連携して対応マニュアルの研究を行うこと。
- ③ 不登校児童・生徒への対応は、担任教諭の過度な負担にならないよう他の教職員がフォローするなど、学校全体で対応できる体制の整備を図ること。

【中学校共通事項】

（６）教員の部活動における業務負担に関するリスク

- ◆部活動は、スポーツや文化等に親しむ観点や、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会が得られるため、生徒に対する教育的意義は高い。しかし、教員の長時間勤務の要因や指導経験のない教員にとっての大きな負担となっていないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- △ 「四日市市部活動ガイドライン」を活用し、休養日や活動時間の定めを設けたり、複数の顧問を配置したりすることにより部活動の充実と教員の負担軽減を図っているが、職員配置の関係上難しい場合もある。

意 見

【中学校共通事項】

経験のない担当教員の負担軽減の観点からも、複数の顧問配置をさらに進めるとともに、部活動指導員及び部活動協力員の地域人材の活用についても取り組みを進めること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意 見

【小・中学校共通事項】

① 事務の適正執行について【合規性の視点】

ア 内部事務の基本的な部分で、複数の学校で事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

イ 新型コロナウイルス感染症対策による物品購入には、国からの補助金が含まれている予算で購入された物もある。全ての歳出について、適正な予算執行となるよう改めて確認して会計事務を行うこと。

ウ 学校で行う修繕工事については、公平性の視点を持ち、選定業者に偏りが生じないように選定するとともに、緊急を要する修繕は理由を記載するなど、選定理由を明確にすること。

エ 一部の小・中学校には公衆電話を置き、現金収納の必要性が生じている。公衆電話の収納事務については、事故が起こらないよう事務職員を中心に適正な対応に努めること。

② 各学校と共同学校事務室の事務処理チェック体制について【有効性の視点】

市内の小中学校を地域ごとに6ブロックに分けて、その中の1校に共同学校事務室を設置し、ブロック内の小中学校の事務職員が学校運営に関する支援及び各校の事務体制の強化を図るために共同で業務を行っている。共同学校事務室では財務帳票の点検業務も行っており、各学校の財務会計事務の一定の適正性が保持されている。しかし事前調査において、支出事務の事務処理誤りや支払遅延が複数見られ、学校や共同学校事務室でのチェック機能が十分に働いていないと思われる事例も見受けられた。共同学校事務室での財務事務に関する知識のさらなる集積と、各学校での事務処理に係るチェック体制の強化を図り、適正な事務執行に努めること。

③ 学校内の環境整備について【有効性の視点】

学校施設は老朽化が目立つところがある。児童・生徒が安全に施設を利用できるよう継続して日々の点検を行うこと。また、老朽化が進んでいる施設や設備、使用していない散水用の水道栓など、修繕や撤去が必要な施設や設備などは、教育委員会に報告して適切な管理に努めること。

④ ICT技術活用による教育効果について【有効性の視点】

令和2年度中に、全小中学校において、児童・生徒に1人1台のタブレットが順次配備された。それと同時にすべての教室に大型提示装置と無線LAN環境も整備されており、その環境で、令和3年度当初から授業における運用が行われている。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年9月は、学校と自宅をつないだオンライン学習が本格的に実施された。これによって、児童・生徒・教員のICT活用力向上などのメリットが生じたが、体調・精神面の不良表出等のデメリットや、ネットワーク環境や混雑具合による機器の接続等不調、児童・生徒による一方的接続停止等の課題も生じている。また、通常授業とオンライン授業の併用のための準備や対応における教員の負担も増加している。今後もICT技術を活用した効果的な教育を進めるとともに、教員の負担軽減を図るため、教員のICT活用力の更なる向上に取り組むこと。

⑤ コミュニティスクールの効果について【住民福祉の向上の視点、有効性の視点】

令和3年度に新たに4中学校のコミュニティスクール指定が行われ、全小中学校がコミュニティスクールの指定校となっている。コミュニティスクールの取り組みにより、学校ごとに、地域住民が学習や学校の活動を支援したり、運営協議会への参画により学校と一体となって教育方針の決定等に参画したりしている。また、児童・生徒が地域行事に参加したり、地域の人々との交流を深めたり、地域とともにある学校づくりを進めている。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響でこうした取り組みが制限されている事態も生じている。今後は、地域住民による学校運営への参画、地域と学校との交流・連携をさらに充実させるとともに、コロナ禍におけるコミュニティスクールのあり方を考え、教育的効果をさらに高めていくこと。

⑥ 市費による教員配置の効果について【有効性の視点】

ア 各学校において、県費の教員に加え、多種の市費の教員（「よっかいち任用講師」「学校教育アシスト」「特別支援教育推進」「学びの一体化」等）が、市教育委員会により各校に配置され効果を上げている。今後も、各学校の状況に合わせて必要な教員配置を行い、継続して教育の充実を図ること。

イ 介助員や支援員など、学校における重要な役割を担っている教職員について、児童・生徒への対応が現状の配置数で足りているかを確認して、不足しているのであれば教育委員会へ増員を要求すること。

⑦ 特別支援を要する児童・生徒への対応について【有効性の視点】

各学校において、特別支援を要する児童・生徒の状況に応じて、介助員や支援員が配置され、また必要な場合には他機関と連携を図っている。今後も、継続して各学校や児童・生徒の特性に応じた対応をしていくこと。

⑧ ガス給湯器の活用について【有効性の視点】

理科室にあるガス給湯器について定期点検を行っているが、使用していない学校も見受けられた。ガス給湯器の使用実態を調査して、不要な設備であれば撤去するなど、費用対効果を検証すること。

⑨ 学校における現金の取扱いについて【合規性の視点】

児童・生徒が現金を学校へ持参することは、紛失等の事故が生じたり、児童・生徒同士によるトラブルにつながるリスクも想定できることから、現金の取り扱いを極力減らすことができるような対応を図ること。

⑩ 学校内で発生した事故の対応について【有効性の視点】

学校内で発生した児童・生徒の事故は早急に保護者へ連絡することで、学校と保護者の信頼関係を築く対応を図ること。また、病院での処置が必要であれば、保護者と連携して速やかに病院へつなげること。

⑪ ホームページの活用について【有効性の視点】

ア 全ての小・中学校にホームページがあり、学校によってはホームページを活用して修学旅行の様子や校内の樹木伐採などを掲載している。保護者としては修学旅行の様子や学校内の環境整備など、ホームページを介して児童・生徒の学校生活を確認することができる。先進的な活用をしている学校の取り組みを他校へ照会することで、ホームページの活用を更に図ること。

イ ホームページによる情報発信が一部の教職員の負担増とならないよう、管理職や複数の教職員で対応できる体制を構築すること。

【内部中学校】

⑫ 道路へのアクセスについて【有効性の視点】

学校敷地から道路へ出る場所において、過去に交通事故が発生しており、道路へ出る手前の通路に停止線を引く対応を行っている。教職員や学校を利用する地域住民などの交通事故を防ぐため、教育委員会とも連携して周知を行うなど、更なる安全対策に努めること。

評 価

【小山田小学校】

職員室におけるモニター設置の取り組みについて

職員室の出入口付近にモニターを設置して、連絡事項や教職員の出退勤状況などを表示する取り組みが行われていた。このような取り組みを行うことで、全教職員が時間外勤務縮減に対する意識を持つとともに、周りの教職員の目も働くことで、結果として教職員の負担軽減にもつながることが期待できるので、他の小・中学校にもこうした取り組みを広げていくこと。

総務部 総務課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 総務部総務課

対象年度 令和3年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査等の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和4年11月18日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

総務部総務課の主な業務内容及び職員数（令和4年10月6日現在）は、次のとおりである。

【総務課】

総務部 職員1人 会計年度任用1人	(1) 市議会の招集及び市議会との連絡に関すること。
	(2) 文書の收受及び発送並びに保存に関すること。
	(3) 公告式及び公印に関すること。
	(4) 庁中令達に関すること。
総務課 職員3人	(5) 行政組織に関すること。
	(6) 行政区域の境界に関すること。
	(7) 働き方改革推進室に関すること。
	(8) 各行政委員会等との連絡調整に関すること。（他の部課等の主管に属する事項を除く。）
行政係 職員3人 会計年度任用1人	(9) 部内の事務事業の調整に関すること。
	(10) 部及び課の庶務に関すること。
	(11) 他の部課等の主管に属しない事項に関すること。
	(12) 市の業務の推進に関すること。
法務係 職員3人	(1) 訴訟、調停及び不服申立ての総括に関すること。
	(2) 法令の解釈に関すること。
	(3) 条例、規則及び諸規程の制定改廃に関すること。

市政情報センター 再任用 2 人 会計年度任用 2 人	(4) 文書の審査に関すること。
	(5) 例規集に関すること。
	(6) 政策法務委員会に関すること。
	(7) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関すること。
	(8) 情報公開・個人情報保護審査会に関すること。
	(9) 行政不服審査会に関すること。
	(10) 公平委員会に関すること。
働き方改革推進室 職員 2 人	(1) 働き方改革の推進に係る総合調整及び事務の推進に関すること。
	(2) 働き方改革推進本部に関すること。
	(3) 室の庶務に関すること。

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 条例等の改正を担当課が見逃すリスク
- (4) 意思決定の文書が不存在となるリスク
- (5) 働き方改革に対する認識が不足となるリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、全般的にリスクが低い評価となった。事前調査の結果、支出事務について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
	主要な所掌事務として内部統制事務を行っているか。	内部統制事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手側の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	2 / 6	○
	プロポーザルによる契約又は特定の地域活動組織との継続的な契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4 / 4	

(評点／リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

△ 時間外勤務対象職員6人全員が、年間360時間を超える時間外勤務は行わなかった。
これは、県知事選、衆議院議員選と選挙が続いたものの、時間外勤務時間の適切な目標設定をし、欠員なく業務を遂行したことによるものである。

意 見

選挙管理委員会事務局では厚生労働省の過労死の労災認定基準を超える時間外勤務が行われており、総務課は選挙管理委員会事務局との併任者も多いことから、併任の在り方を再検討すること。

(3) 条例等の改正を担当課が見逃すリスク

- ◆法令改正により条例等の改正が必要なときは、担当課が見逃さないようにフォローしているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 例規集システムの使用許諾契約の一環として法令改廃情報の提供を受けており、受け取った情報は、庁内掲示板等を活用し、全庁的に提供している。

意 見

法令改廃情報は、庁内掲示板等を活用し、全庁的に提供しているが、条例や規則などの改正もれの事案も見受けられる。再発を防止するため、総務課として全庁的にサポートを強化すること。

（４）意思決定の文書が不存在となるリスク

- ◆意思決定の文書の不存在やパブリックコメント未実施等の危険が発生しないかについて、全庁的に周知徹底し、市政に対する信頼性の確保に寄与しているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 公文書の作成・保存・保管については、文書管理規程に基づき、適正に事務が執行されるよう所属長等を対象に研修を行っているが、改善に向けて関係部との協議を行っている。パブリックコメントの所管は広報マーケティング課であるが、実施すべきか否かの判断が難しい案件については、総務課が主催する政策法務委員会で議論し、判断にばらつきが生じないようにしている。ただし、担当課が相談なく実施しないことを決めた場合は、案件の存在を把握できないことに課題がある。

指 摘

総務課・政策推進課・財政課・教育総務課等で政策法務委員会でのパブリックコメント対象案件把握はもちろんであるが、公文書の作成・保存・保管については、全庁的に不備が散見される。引き続き改善に向けて関係部局と協議を行い、行政のあるべき姿「文書主義の原則」に基づき、事務の適正化に向けて最大限努めること。

（５）働き方改革に対する認識が不足となるリスク

- ◆業務過多の中、働き方改革に対する所属や職員の意識啓発をどのように進めていくか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- △ 働き方改革の意識が必要な職場の職員は、業務の進め方を見直すことに負担や抵抗を感じる傾向にあるとのことであった。働き方改革の推進のため、令和４年度から新たに室を設置し、掲示板を用いた情報の提供や講演会を行っている。先進所属、他の自治体の事例紹介による意識啓発や、ＩＣＴ戦略課との連携によるＡＩ技術の活用を含めた業務の見直しは今後の課題である。

意見

業務の見直しの必要性を共有・意識啓発し、データ活用により事務を大胆に見直す必要性を全庁的に共有し、ＩＣＴ戦略課とともにＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）を期間を定めて推進すること。また、管理職の長時間労働についても、働き方改革の観点では非管理職との区別はないことから、管理職の長時間労働の把握の手法について、全庁的に検討すること。

２ ３Ｅ（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 内部事務管理について【合规性の視点】

ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

イ 委託業務における履行確認が文書管理上適切に行われていない事例が、全庁的に頻発している。決裁文書の作成は行政活動の根幹であり、市民への説明責任を果たすためにも重要な行為である。現状を認識し、総務課は、あらゆる分野で文書の適正管理が行われるよう関係部局と協議するとともに、所属長・文書取扱主任者・会計事務担当者の研修等や庁内掲示板などを活用し、職域職階を超え、全ての職員に対し、発注業務を含めた行政活動における適正な決裁のあり方を関係部局とともに周知し、職員の適正な文書作成に対する意識の向上を図ること。

ウ 文書事務の手引きを行政内部システムの庁内情報提供に掲載しているが、常に最新の状態にしたうえで、職員が活用しやすい状況にしておくこと。

② 働き方改革について【有効性の視点】

働き方改革推進室の事務分掌に働き方改革の推進に係る総合調整及び事務の推進とあるが、時間外勤務時間の縮減と過労死の労災認定基準の評価しか見受けられない。推進の内容や質が重要である。デジタル化により定例事務の縮減となるよう職員一丸となってあるべき姿を議論し、方向性を見出すこと。

③ 内部統制について【有効性の視点】

ア 内部統制を管理する所属が見受けられないが、近い将来体制を整備する必要がある。地方制度調査会の動きを見据え準備を行うこと。

イ 一般職員はＯＪＴで一定水準レベルに到達させることも有効であるが、指導する職員の理解が深くなければならず、法務・文書管理については、総務課が主導する形で資格取得等についても意識を醸成すること。

総務部 人事課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

対象部局 総務部 人事課

対象年度 令和3年度

対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和4年11月18日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

総務部人事課の主な業務内容及び職員数（令和4年9月1日現在）は、次のとおりである。

【人事課】

人事課 職員11人 再任用職員1人 会計年度任用8人	(1) 職員の任用及び退職に関すること。
	(2) 職員の分限及び懲戒に関すること。
	(3) 職員の定数及び配置に関すること。
	(4) 職員の給与及び服務に関すること。
	(5) 職員の表彰及び勤務評定に関すること。
	(6) 退隠料、遺族扶助料に関すること。
	(7) 他の任命権者との連絡調整に関すること。
	(8) 会計年度任用職員に関すること。
	(9) 特別職報酬等審議会に関すること。
	(10) 職員の福利厚生に関すること。
	(11) 職員の保健衛生に関すること。
	(12) 市町村職員共済組合に関すること。
	(13) 職員の公務災害に関すること。
	(14) 課の庶務に関すること。

（職員11人、再任用職員1人、会計年度任用職員8人）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 新規採用職員の確保におけるリスク
- (4) 職員配置におけるリスク
- (5) 通勤災害におけるリスク
- (6) 職員の病気休職におけるリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、支出事務、契約事務、財産管理等において点数が高く、全体的にリスクは平均的な評価となった。

事前調査の結果、支出事務、文書管理について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	主要な所掌事務として内部統制事務を行っているか	内部統制事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	4 / 6	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	

契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
	プロポーザルによる契約又は特定の地域活動組織との継続的な契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4 / 4	
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用（又は、市民に有効利用）されないリスク	4 / 4	
	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生のリスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

（評点／リスク最大時評点）

（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務対象職員 9 人に対して、8 人が年間 360 時間を超える時間外勤務(*1)を行っており、厚生労働省が定める過労死の労災認定基準(*2)を上回る時間外勤務を行っている職員も見受けられた。給与明細書の電子化によるペーパーレス化及び年末調整業務のシステム化を決定したことにより、事務作業の効率化・正確性の向上及び経費削減につながる取り組みが行われていた。

*1「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1 年の時間外勤務の上限は、原則として 360 時間以内と規定されている。

*2 過労死の労災認定基準：発症前 1 か月間に概ね 100 時間又は発症前 2 か月間ないし 6 か月間にわたって、1 か月あたり概ね 80 時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

指 摘

厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間 360 時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI 技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組む、過労死認定基準を上回る状況の解消を実現すること。

（３）新規採用職員の確保におけるリスク

- ◆新規採用職員を確保するための取り組みは行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 職員採用試験において、職員採用試験のインターネットでの電子申請をはじめ、令和 3 年度からは事務職の試験において録画面接を取り入れるなど、受験生及び職員の負担軽減を図っている。また、土木などの技術系職員や保育士・保健師などの専門職員を確保するため、年間複数回の試験の実施、県内外の大学や就職セミナー等での説明会の実施、県内の高校等への訪問などの対策が行われていた。

（４）職員配置におけるリスク

- ◆職員の能力が発揮できる職員配置はされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 地方分権・行政の高度化・多様化・専門化などに的確に対応していくためには、職員一人ひとりの能力や潜在能力を十分に活用していくことが求められている。そのため、職員の能力や適性を生かした人材活用・人材育成を行うために、職員研修・勤務成績の評価・自己申告書等により職員の能力や適性を重視した職員配置を図っている。また、能力・実績・適性を重視した昇任管理を行っている。更に、女性職員の能力活用を図るため、令和3年度には新たに4名の女性職員を所属長へ配置したほか多様な分野への登用を推進している。

意 見

- ① 市役所は法律に基づき事業を実施しているが、その基となる法律の知識が十分でない職員も見受けられる。職員研修所と連携して職員の育成を図り、職員の昇格や配置において職員が持つ法務能力や保持している資格を考慮することで各所属における知見の向上を図ること。
- ② 管理職への登用について、男女を問わず、職位を経験させることで人材育成や潜在能力の発揮につながることも期待できる。広い視野を持って人材登用を検討すること。
- ③ 職員の定期人事異動は、主に毎年度4月1日付で異動を発令している。各所属における業務継続の視点から、管理職・非管理職に分けた人事異動や、年度途中における人事異動についても研究すること。

（5）通勤災害におけるリスク

◆通勤災害の事実関係は適切に確認が行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 公務災害において災害発生日や治ゆ日等の事実関係の確認は、公務災害を認定する上で重要である。そのため、個々の発生状況はExcelデータによる管理簿で進捗を管理して、災害発生日から日数が経過している案件は個別に状況を確認することで、事実関係を整理して事務処理が適切に行えるよう取り組んでいた。

（6）職員の病気休職におけるリスク

◆病気休職している職員への職場復帰のフォローアップは整備されているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 市民の多様なニーズに伴い業務量も増加しており、メンタルヘルスの不調によって病気休職する職員数は高止まりしている。そのため、こころの健康問題で休職していた職員が安心して職場復帰後の業務が継続できるように、復帰者の心理的支援を図ることを目的に職場復帰フォローアップ面談を実施している。また、職員のメンタルヘルス対策として、臨床心理士によるこころの健康相談や職員のメンタルヘルスの不調を未然に防止することを目的にストレスチェックを実施している。

意見

病気休職している職員を減らすためにも、職場復帰フォローアップ面談など心理的支援を図ることや働く意欲が高まる職場環境の改善に努めること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 内部事務管理について【合规性の視点】

内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 四日市市職員共済会について【有効性の視点、合规性の視点】

四日市市職員共済会へ補助金を交付しているが、ここ2年間は新型コロナウイルス感染症の拡大により、実施事業が縮小して繰越金が増加している。補助金事業に関しては年度末に精算を行うなど、適正な補助金の執行に努めること。

③ 市職員の時間外勤務の削減について【有効性の視点】

ア 長時間の時間外勤務は、職員の健康への影響や業務の効率面からも望ましくない。そのため、各職員が年間の時間外勤務計画を作成して各所属長が実績に基づく進捗管理を行っている。長時間の時間外勤務が発現している所属には、時間外進捗管理シートを毎月作成させて報告を受けるとともに、改善が見られない所属については、令和3年度に働き方改革推進・デジタル化推進担当理事が所属長面接を実施している。引き続き、働き方改革推進室や関係部局と連携して長時間の時間外勤務の抑制を図ること。また、管理職・非管理職に関わらず働き方改革は必要であり、管理職の時間外勤務時間の把握方法を研究すること。

イ 総務省では地方公共団体の職場におけるマイナンバーカードの活用を推進しており、他の都市ではマイナンバーカードを職員証として活用している事例もある。職員の時間外勤務の管理について、ICTを活用した時間外勤務の実態把握の手法を研究すること。

ウ 次年度の予算に向けて調整した職員定数と実際に配置できた職員数には病気休職している職員などにより乖離が生じている。そのことにより、時間外勤務の増加につながる要因になりえるので、職員定数管理のあり方を研究して働き方改革に活かすこと。

④ 育休取得の推進について【有効性の視点】

イクボス宣言を取り入れた後の男性職員における育休の取得人数及び期間は増えており、育休の利用も普及してきていることがうかがえる。育休制度の更なる認知を図ることで取得しやすい職場環境に変えて、職員全体の育休取得の推進を図ること。

総務部 職員研修所

第 1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

対象部局 総務部 職員研修所

対象年度 令和 3 年度

対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和 4 年 1 月 1 7 日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第 2 監査対象の概要

総務部職員研修所の主な業務内容及び職員数（令和 4 年 9 月 1 日現在）は、次のとおりである。

【職員研修所】

職員研修所 職員 3 人 会計年度任用 2 人	（1）研修の企画及び実施に関すること。
	（2）研修受講職員の指導監督に関すること。
	（3）研修技術の調査研究及び資料の収集に関すること。
	（4）職場研修並びに自主研修の指導、助言及び援助に関すること。
	（5）研修記録の整理保存に関すること。
	（6）その他研修に関すること。
	（7）所の庶務に関すること。

（職員 3 人、会計年度任用職員 2 人）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 職員配置におけるリスク
- (4) 各研修等実施団体に支出する負担金が有効活用されないリスク
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響により、研修を十分に実施できないリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、支出事務、契約事務、財産管理等において点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。事前調査の結果、支出事務、文書管理事務について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	1 / 6	○
契約事務	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	

(評点／リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 年間360時間を超える時間外勤務を行った職員はおらず、課全体の時間外勤務の平均時間も5.5時間と比較的低い水準となっていた。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による研修中止や、新型コロナウイルス感染症対策室への正職員1名の人事異動(転出)があり、正職員は所長一人となったこと、また令和3年度は年度途中で国体推進課より正職員1名が転入したことなどにより、令和元年度に比べ時間外勤務数が少なくなった。また、職員数の増減の都度、業務分担を見直すなど、職員研修所内で業務の平準化に取り組んでもいるとのことである。

(3) 職員配置におけるリスク

- ◆職員研修所は所長を含めて正職員が3人と少人数の所属であるが、業務の遂行や引継ぎ、複数の職員による書類等のチェックなどにおいて支障はないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 所長以外の正職員2人で分担し、また、再任用から勤続している経験年数の長い職員含む2人の会計年度任用職員とも協力し、複数の職員で確認しながら業務遂行に努めており、特に支障はない。

(4) 各研修等実施団体に支出する負担金が有効活用されないリスク

- ◆各研修等実施団体に対し、毎年度負担金を支出しているが、規定の金額に見合った十分な活用がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- △ 日本経営協会会費等、各研修等実施団体3団体に対し、負担金を支出している。中には、自治体人口によってその金額が規定されているものもある。

会員価格で研修を受講でき、毎年度、各部局の職員を派遣している。また、各団体からさまざまな情報を入手できている。

意 見

三重県地方自治研究センター会費について、人口割に基づき会費も多く負担している四日市市としては、積極的な発言を行い、会費に見合う有意義な活動がなされるようにする必要がある。また、得られた有益な情報は、デジタル化して職員掲示板に掲載するなど、多くの職員の目に触れるような工夫をして全庁的な効果を高めること。

（５）新型コロナウイルス感染症の影響により、研修を十分に実施できないリスク

- ◆基本的に、研修は対象職員を集めて実施するものが多く、オンラインの活用も有効ではあるものの、対面での研修の利点もあると考えられる。新型コロナウイルス感染症の影響によって、職員の資質向上のための研修が十分に実施できない状況が続くことはないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 令和２年度は研修中止もあったが、令和３年度以降は、オンラインも活用しつつ、受講人数によっていくつかの班に分け、日時を分けて実施することで密にならないように工夫して対面での研修も行っている。

２ ３ E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意 見

① 内部事務管理について【合规性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 研修の受講しやすさについて【有効性の視点】

研修の時期について、年度当初や年度末は避けても、年度途中の各部局ごとの繁忙期を避けることは困難である。受講対象者の学びを深めるため、日程の選択を可能にすることや、一堂に会する研修も確保しつつ、動画による受講も取り入れることなど、引き続き、実施形式の工夫を考えていくこと。

③ 各研修業務委託の単独随意契約について【経済性の視点、公平性の視点】

単独随意契約を締結することが多い研修業務委託について、現在の契約相手方との契約締結を続けるだけでなく、他自治体との情報共有も行い、よりよい内容を取り入れるべく、契約相手方の検討を適宜行うこと。

④ 研修内容について【有効性の視点、住民福祉向上の視点】

市職員は、法律や制度などを、文章のみの理解でなく、実際の現象に当てはめて理解する必要がある。窓口対応におけるコミュニケーションでのトラブルなど、実際に起こった事象を研修材料として用いることは、特に接遇の研修として有効であり導入を検討すること。

⑤ 資格取得等奨励金について【有効性の視点】

ア 資格取得等奨励金は消防職員や専門性を求められる職員の利用が多く事務職員の申請が少ないが、事務処理の法的根拠についての理解が不十分と思われる職員も見受けられる。非管理職職員に対するOJTを有効にするためには指導に当たる職員のスキルアップが急務と感じる。指導職員の基本的な資格取得の促進や、インセンティブの導入の検討などにより、利用しやすい制度とすること。

イ 仕事に役立てるため取得する資格には、その後の更新が必要なものが多い。その時間を公務とするか私用とするかの基準については、職員の資質向上の観点から必要に応じて見直しを検討すること。

⑥ 図書の貸出しについて【有効性の視点】

研修図書を利用する職員の減少は感染症対策も理由の一つであろうが、例えばウィズコロナの行政運営に資する図書の導入等、最新の図書も含め、職員が活用したくなる資料の提供に努めること。

総務部 調達契約課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 対象部局 総務部 調達契約課
 - 対象年度 令和3年度
 - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和4年11月15日、11月24日
- 4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

総務部調達契約課の主な業務内容及び職員数（令和4年9月1日現在）は、次のとおりである。

【調達契約課】

調達契約課 職員1人 調達係 職員4人 会計年度任用1人	(1) 物品の調達に関すること。
	(2) 物品納入業者の登録及び指名に関すること。
	(3) 物品の調達の予定価格設定に関すること。
	(4) 物品の規格制定及び標準単価表の作成に関すること。
	(5) 物品の賃借契約に関すること。
	(6) 物品の指定品目に関すること。
	(7) 印刷物の発注に関すること。
	(8) 不用物品の処分に関すること。
	(9) その他調達に関すること。
	(10) 課の庶務に関すること。

契約係 職員 3 人 会計年度任用 1 人	(1) 請負契約に関すること。
	(2) 請負業者の登録及び指名に関すること。
	(3) 請負契約の予定価格設定に関すること。
	(4) 工事中材料の購入に関すること。
	(5) その他契約に関すること。

(職員 8 人、会計年度任用職員 2 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

(3) 各所属の適正な契約事務の執行における内部統制上のリスク

2 3 E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、契約事務等において点数が高いものがあるが、全体的にリスクは低い評価となった。事前調査の結果、支出事務、文書管理事務について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が 4 点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	主要な所掌事務として内部統制事務を行っているか	内部統制事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	1 / 6	○

契約事務	プロポーザルによる契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

(評点／リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務対象職員 7 人に対して、1 人が年間 3 6 0 時間を超える時間外勤務(*1)を行っていた。

*1 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1 年の時間外勤務の上限は、原則として 3 6 0 時間以内と規定されている。

意 見

時間外勤務が年間 3 6 0 時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、A I 技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。

(3) 各所属の適正な契約事務の執行における内部統制上のリスク

- ◆契約等の事務執行においては、調達契約課契約とならないものは原課での契約となっているが、各所属における契約事務等が適正に実施されるよう、内部統制に努めているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- △ 原課契約工事については、毎月抽出による確認や必要に応じた担当者へのヒアリングを実施し、課題がある場合は所属長に対し通知を出すなど、内部統制を図っている。

物品・業務委託については、掲示板や出納会計事務の研修会での周知や、外部委託等適格審査部会にかかる案件については個別に指導を行うなど、各所属において契約事務等が適正に執行されるよう努めている。

意見

- ① 庁内の契約業務を所管している調達契約課においては、契約における基本的な法的根拠などを改めて認識し、職員の育成に努めること。

また、契約事務等において新たな取り組みを行う際には、法的に問題がないか確実に整理し、誤った事務執行によって市の信用を失墜させることにならないよう、各課の指導にあたること。

- ② 各所属で行う契約事務においては、その区分が工事請負契約であるのか業務委託契約であるのか、その契約は請負契約なのか委任契約なのかなどがはっきりと認識されていないなど、契約事務に対する理解が不十分と思われる事例が散見される。こうした状況を改善するため、委任契約をはじめとした契約事務の基本的なルールや書類の記載事項、確認すべきポイントなどについて、あらためて各課に示すとともに、全庁的に契約事務が適正に執行されるよう取り組むこと。

また、現在原課契約工事に対して行っている抽出実査については、業務委託契約に対する実施についても検討すること。

- ③ 各所属で行う業務委託契約などにおいて、履行確認が不十分と思われる事例が全庁的に頻発している。契約の受託者から完了届などで履行についての報告があった際には、その確認を確実にを行うなど、適切な履行確認が行われるよう、マニュアルの整備や各所属等への周知に努めること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

- ① 内部事務管理について【法規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

- ② 電子入札システムについて【効率性の視点・有効性の視点】

ア 工事契約において導入されている電子入札については、業者の負担軽減とともに、調達契約課の事務負担の軽減にもつながっており、また入札結果が早く出るなど契約事務の円滑な執行にも寄与している。一方で、物品・業務委託契約においては、入札方法や対象業者など工事とは異なる点もあり、電子入札の導入には課題がある状態であり、他の自治体の状況把握に努めるなど、今後の導入に向けて取り組みを進めること。

イ 電子入札システムを導入することで、業者や職員の手続きにおける負担が軽減されたとのことであるが、それ以外の効果や導入によって生じた課題などについても把握に努め、必要に応じて適切な対応をとること。

③ インターネットオークションの活用について【経済性の視点・効率性の視点・有効性の視点】

ア 現在消防車両等で実施しているインターネットオークションについて、可能であれば対象を拡大するなど積極的に活用できないか、その効果も含めてしっかりと情報収集を行うこと。

イ インターネットオークションでの不用車両売却にあたっては、民間会社を経由した入札保証金の受理が行われているが、法的な課題がないか改めて整理すること。

④ 適切な契約事務の執行について【経済性の視点・効率性の視点・有効性の視点】

ア 競争入札においては最低制限価格制度が運用されているが、公正かつ適正な競争が実施され、業者の育成につながるよう、現行制度の課題をしっかりと把握し、必要に応じて適宜制度改正を行うなど、適切な契約事務の執行に取り組むこと。

また、現在の社会情勢を理解し、幅広く情報収集に努めるなど、従来の考えにとらわれることなく、時代に即した制度運用ができるよう、職員の育成に努めること。

イ 四日市市の事業者であることを条件とした入札を行う際には、地元の業者に活躍してもらおうという観点からも、実際に四日市市内に事務所がある事業者であるかといった確認を確実にすること。

総務部 工事検査課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 総務部工事検査課

対象年度 令和3年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査等の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和4年11月16日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

総務部工事検査課の主な業務内容及び職員数（令和4年9月1日現在）は、次のとおりである。

【工事検査課】

工事検査課	（1）工事の施行検査に関すること。
職員6人	（2）工事に供する材料の検査に関すること。
参与（再任用）1人	（3）工事設計内容の審査に関すること。
再任用1人	（4）課の庶務に関すること。
会計年度任用1人	

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

（1）リスク評価チェックリストの検証

（2）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

（3）工事完成検査が年度末に集中するリスク

（4）適切な兼務検査員が選定できないリスク

- 2 3 E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点
事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

（1）リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、一般的にリスクが低い評価となった。事前調査の結果、事務処理誤りは見受けられなかった。

リスク評価チェックリストの該当項目

（評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○）

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	主要な所掌事務として内部統制事務を行っているか	内部統制事務が適切に行われていないリスク	4 / 4	

※評点（評点／リスク最大時評点）

（2）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 新型コロナウイルス感染症対策のため、新型コロナウイルス感染症対策室兼務1名及び保健所への応援に3名が対応したことによる業務が増加した。また、在職1年目の職員が2名配属されたことにより、時間外勤務は令和2年度と比較して増加したものの、休日出勤に対する振替休を取得するなどの対応がとられており、年間360時間を超える時間外勤務を行った職員はいなかった。

（3）工事完成検査が年度末に集中するリスク

- ◆工事の完成が年度末に集中することにより、検査が過密スケジュールとなっていないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 従前は工事担当課が同一年度に設計と工事を同時に行っており、工事の完成時期が年度末に集中し、過密な検査スケジュールとなっていた。平成29年度からは設計と工事を年度割りすることにより、工期の分散化が図られたこと、また債務負担行為の活用を働きかけていることで、工事の完成時期が平準化され、検査も分散化された。

（４）適切な兼務検査員が選定できないリスク

- ◆選定された兼務検査員は、検査業務に精通しているのか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 兼務検査員として選定された職員は、係長級以上であり技術的な研鑽を積んでいる。兼務検査員会議等の場では、「検査の手引き」などの資料を配布し、検査の注意点を啓発することにより、検査に対しての知識も深めている。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

① 原課契約工事について【有効性の視点】

原課契約工事においては、仕様書に形状・数量等の記載がないものや担当者が工事内容を把握しきれていないもの、また、工事請負契約と業務委託契約の区分があいまいとなっているもの等の事例が散見される。原課契約工事事務取扱要領や工事執行規則等に基づき、仕様を定めたり、工事材料の単価等の参考資料や工事にあたる業務を例示するなど、担当課が工事内容を十分把握したうえで発注できるよう、また、担当課と工事業者の認識が合致した契約となるような仕組みが必要である。については、その仕組みづくりについて、関係所属による庁内協議を行い、市民サービスの向上と3E（法規性、経済性、効率性）の両立を図ること。

② 職員の研修について【有効性の視点】

職員研修所で建設技術系職員研修を行っているが、研修は繰り返し行うことが重要である。ベテラン職員も新しい技術について熟知が必要であり、また、新人職員も公共工事の在り方について学ぶ必要があることから職員研修所が実施する研修だけではなく、職員の派遣研修や外部講師を招いての研修などにより、技師の能力の向上に努めること。

③ 施工方法について【有効性の視点】

国が新たに認めた新工法で業者が施工すると、図面との差異が生じ、検査上は誤りとなる。新工法を導入する場合は、施工業者と監督員の変更協議により図面を変更するように担当課に指導すること。

④ 工事成績の評価方法について【有効性の視点】

原課の監督員の評価が均質化されないと、施工業者の工事成績にも影響する。監督員の工事成績の評価方法の統一は重要であることから、評価制度を加点方式も取り入れるなど制度の見直しを検討すること。

評 価

① 事務一般について

ア 事務局による抽出調査において事務処理誤りがない所属は稀少であり、他課の模範である。引き続き内部統制による牽制を行い、適正な事務執行に努めること。

イ 購読図書の支払いについて、毎月書籍受領後課長まで押印し、履行確認の際にはその用紙を添付し証拠書類としていることは、部や全庁的な模範となるため評価したい。

総務部 ICT戦略課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

対象部局 総務部 ICT戦略課

対象年度 令和3年度

対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和4年11月16日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

総務部 ICT戦略課の主な業務内容及び職員数（令和4年9月1日現在）は、次のとおりである。

【ICT戦略課】

ICT戦略課 職員14人 会計年度任用4人	(1) 情報施策の総合的企画及び調整に関すること。
	(2) 行政情報基盤の管理及び運用に関すること。
	(3) 情報システムの調査及び研究に関すること。
	(4) 情報システムの開発、管理及び運用に関すること。
	(5) 情報通信技術の基盤整備、管理及び運用に関すること。
	(6) 情報セキュリティ対策に関すること。
	(7) 統計調査の実施に関すること。
	(8) 統計情報の整備及び提供に関すること。
	(9) 課の庶務に関すること。

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 機密情報や個人情報が漏洩するリスク
- (4) 行政事務にかかるシステムの障害により行政サービスが滞るリスク
- (5) 大規模災害時の情報管理にかかるリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、支出事務、契約事務、財産管理等において点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。

事前調査の結果、支出事務、文書管理事務について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しが行われず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	

契約事務	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
	プロポーザルによる契約又は特定の地域活動組織との継続的な契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を持っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 時間外勤務対象職員 12 人に対して、4 人が年間 360 時間を超える時間外勤務(*1)を行っていた。

*1「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1 年の時間外勤務の上限は、原則として 360 時間以内と規定されている。

意見

職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間 360 時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実に図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI 技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。

（３）機密情報や個人情報漏洩するリスク

- ◆市全体の行政情報基盤システムの管理及び運用を担っており、取り扱っている情報量は非常に大きい。その中には秘密にしなければならない情報も多くあるが、それらが漏洩し甚大な被害が生じる可能性はないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- △ サイバー攻撃から庁内の情報へのアクセスを防ぐため、また、庁内の秘密情報を本市の職員が誤って外部に送信するミスを防ぐために、行政ネットワークをインターネットと分離している。行政事務用パソコンなどの情報資産については、資産管理簿を作成してどこにいつから配備しているかなどを管理している。

意 見

- ① 市立四日市病院のシステムのセキュリティについてはＩＣＴ戦略課は直接関与はしていないとのことであるが、適切に連携してトラブルを防ぐこと。
- ② 各部局で導入しているアプリにおける情報漏洩対策は、基本的に市の情報セキュリティポリシーに則り各部局が担保しているが、ＩＣＴ戦略課も適切に助言するなど連携を密にすること。

（４）行政事務にかかるシステムの障害により行政サービスが滞るリスク

- ◆行政事務は、庁内情報基盤やいろいろな支援システムに支えられて日々遂行されているが、これらに障害が発生することで、行政サービスが滞ることはないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- △ 行政サービスが大きく滞るほどの障害は起きていないものの、特に新しく更新したシステムなどにおいて、数件の不具合が発生している。その場合は直ちに発生原因の究明、分析を行い、早く復旧するよう努めている。また、委託業者から派遣されている品質担当の社員を増員するなどして品質チェックの強化を図った。

意 見

数件とはいえ不具合が発生している現状は改善すべきである。

今後の行政内部システム更新時のトラブルで市民生活に影響が及ばないよう万全の体制を敷くとともに、万一のシステム障害に備え、原因を迅速に判断できるよう、法規とシステムの関連について各担当部局の職員が深く理解する体制を、連携して構築すること。

（５）大規模災害時の情報管理にかかるリスク

- ◆大規模災害が発生した場合等、情報が失われたときの対策はされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ データは、バックアップして、電子計算機重要記録データの保護管理委託契約を締結した事業者の保管場所に保管している。情報システム部門業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）を策定し、大規模な災害、事故、事件等で本市の庁舎、職員等に相当の被害を受けても、重要業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早急に復旧させるための備えを行っている。

意 見

大規模災害に対する備えとして、点検による全庁停電日等を活用した訓練などを担当課とともに検討し、万一の場合にバックアップが確実に機能することを確認すること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見

① 内部事務管理について【法規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② デジタル人材の育成について【有効性の視点】

ア 四日市市総合計画に掲げた「スマート自治体の実現」を目的として策定した「四日市市情報化実行計画」の遂行のため、ＡＩ等先進技術についての知見やＩＴの知識を有するデジタル人材の育成に力を入れること。また、ＩＣＴ戦略課だけでなく、全部局の職員もデジタルに関する意識とスキルを向上させるため、職階に応じた有効かつ実質的な支援を行うこと。

イ デジタル人材の育成について、ＩＣＴ戦略課職員の外部派遣研修と並行して他部局の職員にも基本的な知識を習得させ、各部局が業務へのＩＣＴ活用を積極的に導入する土台を、職員研修所とも連携しながら構築すること。

③ 業務委託の単独随意契約について【経済性の視点・公平性の視点】

ア 機器の保守管理業務委託等は、責任の所在を明確にするためにも、機器の開発業者への単独随意契約になることが多いことは理解できるが、機器選定時には、導入費用のみならず、保守管理、メンテナンスに係る費用についても把握し、客観的に妥当な全体経費となるような手立てを講じること。

イ 業務の性質上、機器の保守管理業務委託が多いが、結果論として費用対効果がどうであったかは振り返って検証し、真に適切な委託内容や契約金額であったかを見直す視点を持つこと。

④ ICT化における到達目標について【経済性の視点・効率性の視点・住民福祉向上の視点】

ICTの分野において、日本の行政機構は非常に遅れているが、ICT導入で人的ミスの減少や大幅な時間外勤務の短縮につながる事例は多い。先を見据えた全庁的な到達目標を掲げ、各部局に確実に実行させること。

⑤ 新しい行政内部システムについて【有効性の視点】

令和5年度稼働の新行政内部システムの仕様について、市民サービスの提供と合规性の担保の両立を目指すよう努めること。

評 価

AI・RPA等のICT活用について【効率性の視点・住民福祉向上の視点】

AI・RPA等先端技術を導入し、各種ツールを広く発信して積極的に各所属への横展開を図ったことで各所属の業務効率化に繋がり、ミスが減ったり本来業務に集中できたり、新任担当への引継ぎが容易になった等の効果が得られた。今後も、働き方改革の目的の達成やさらなる市民サービスの充実に寄与すること。

総務部 人権・同和政策課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

対象部局 総務部 人権・同和政策課

対象年度 令和3年度

対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和4年11月14日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

総務部人権・同和政策課の主な業務内容及び職員数（令和4年9月1日現在）は、次のとおりである。

【人権・同和政策課】

総務部 職員1人 人権・同和政策課 職員5人 会計年度任用1人	(1) 人権政策の企画及び調整に関すること。
	(2) 四日市市人権施策推進本部に関すること。
	(3) 四日市市差別をなくすことを目指す審議会及び人権施策推進懇話会に関すること。
	(4) 四日市市同和行政推進審議会に関すること。
	(5) 同和問題の解決に関すること。
	(6) 人権擁護委員の推薦等に関すること。
	(7) 課の庶務に関すること。

（職員6人、会計年度任用職員1人）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

(3) 大型共同作業所の活用におけるリスク

(4) 事務職の工事発注におけるリスク

2 3 E (経済性、効率性、有効性)・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、支出事務、契約事務、財産管理等において点数が高く、全体的にリスクは平均的な評価となった。

事前調査の結果、契約事務、文書管理について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
支出事務	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
契約事務	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用（又は、市民に有効利用）されないリスク	4 / 4	
	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生リスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	

組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	2 / 4	○
-------	-----------------	--	-------	---

(評点／リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 時間外勤務対象職員 4 人に対して、1 人が年間 360 時間を超える時間外勤務(*)を行っていた。

* 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1 年の時間外勤務の上限は、原則として 360 時間以内と規定されている。

意見

職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間 360 時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI 技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。

(3) 大型共同作業所の活用におけるリスク

- ◆大型共同作業所は老朽化が進んでいるが、今後の活用について検討されているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- △ 地域住民の就労を確保する目的で、昭和 58 年に食肉加工工場として整備し、市内 4 地区の地域住民を対象に平成 26 年 3 月まで稼働していたが、大型共同作業所は老朽化が進んでおり、今後の活用が課題となっている。そのため、令和 4 年度に施設の利活用の方向性を検討するため、老朽度調査及び修繕や施設撤去を行う経費の積算調査を委託している。その調査結果が提出された後に、地域との協議を踏まえて今後の方向性を検討することで進められていた。

意見

- ① 地域住民の雇用機会を確保する目的の施設ということであれば、地域住民の就労状況を調査して実情を把握すること。

- ② 地域住民の雇用機会の確保は重要であるが、大型共同作業所の再利用は困難であることが想定される。施設の将来像を見定めて、真に必要な予算執行に努めること。

(4) 事務職の工事発注におけるリスク

- ◆事務職が行う工事発注について、適切に事務が行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 工事金額により事務職が設計監督員として技師の範疇の業務を行っている。そのため、専門性が高い工事を行う場合は河川排水課など関係課の技師から助言を求めるとともに、管理職が客観的な視点で仕様書を確認して、その妥当性について判断できない場合は、適宜技師からの助言を求めるよう指導することで適切な事務が行われるよう取り組んでいた。

評 価

原課契約工事の適正な事務執行に対する取り組み及び工事内容の説明が明確であることは評価できる。課内で知識を共有して、人事異動があっても適正な事務執行を引き継げる体制を整備すること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見

① 内部事務管理について【法規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 公有財産の管理について【法規性の視点】

人権・同和政策課は多くの公有財産を所管しているが、使用目的と地目が適切でない財産が見受けられる。不動産登記法に則り、使用目的（用途）に合致した地目変更を検討すること。

③ よっかいち人権施策推進プランについて【有効性の視点】

よっかいち人権施策推進プランに基づく人権施策について、令和3年度人権施策推進プラン管理表の各事業について、事業担当課による自己評価を受け、その妥当性を人権施策推進懇話会にて評価している。また、懇話会の意見を令和4年度の自己評価方法に反映し、各部局の同和行政推進監を通じて、人権の観点からの評価や各部局の事業に取り組むよう依頼している。引き続き、各部局の評価方法の検討や助言、懇話会の意見を本市の人権施策に反映させるための取り組みを行うこと。

④ 人権問題における市民参加について【有効性の視点】

四日市市市民自治基本条例は市民参加でまちづくりを進める理念条例である。人権問題についても、市民参加で問題解決に取り組むこと。また、市民から見て分かりやすい言葉・表現を使用することや、事業内容・事業実施部局を明確にすることで、市民が参加しやすい環境整備に努めること。

⑤ 四日市市同和行政推進審議会について【有効性の視点】

四日市市同和行政推進審議会の答申を受けて、教育と就労を重点課題として12年間取り組んでいる。その成果として、地域内学生の高校・大学への進学率は県の平均に届きつつある。また、部落差別の解消の推進に関する法律の理念を踏まえた本市の具体的方針に基づく取り組みの進捗管理を行っている。引き続き、差別意識の解消に向けた取り組みを継続すること。

総務部 人権センター

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 総務部人権センター

対象年度 令和3年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和4年11月14日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

総務部人権センターの主な業務内容及び職員数（令和4年9月1日現在）は、次のとおりである。

【人権センター】

人権センター 職員6人 再任用1人 会計年度任用11人	(1) 人権施策の推進及び四日市市人権施策推進本部専門部会の事業推進に関すること。
	(2) 人権プラザに関すること。
	(3) 中東部人権ブロックセンターとして、人権プラザの事業を実施すること。
	(4) 人権に係る調査、研究に関すること。
	(5) 人権擁護委員会に関すること。
	(6) 人権相談、相談ネットワークに関すること。
	(7) 人権教育及び啓発に関すること。
	(8) 人権のまちづくり、市民活動の支援に関すること。
	(9) センターの庶務に関すること。
人権プラザ小牧 人権プラザ神前 人権プラザ赤堀 人権プラザ天白	(1) 人権プラザの運営に関すること。
	(2) 人権プラザの事業（北部、西部、西南部及び南部の各人権ブロックセンターとしての事業を含む。）に関すること。

職員 8 人 会計年度任用 1 2 人	(3) 人権プラザの維持管理に関すること。
	(4) 人権プラザの庶務に関すること。
	(5) 前各号に掲げる事項のほか、人権プラザに関すること。

(職員 1 4 人、再任用職員 1 人、会計年度任用職員 2 3 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

(3) 職員配置のリスク

2 3 E (経済性、効率性、有効性)・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査では、主要な事務事業、契約事務、組織・人員の項目で点数が高いものがあるが、全体的にはリスクは低い評価となった。事前調査の結果、支出事務、文書管理について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が 4 点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	1 / 1	○

契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

(評点／リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務対象職員 8 人に対して、1 人が年間 360 時間を超える時間外勤務(*)を行っていた。

* 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1 年の時間外勤務の上限は、原則として 360 時間以内と規定されている。

意見

時間外勤務が年間 360 時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI 技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。

(3) 職員配置のリスク

- ◆人権センター職員 5 人（所長・各人権プラザ職員を除く）中、勤続年数が 1 年目の職員（新規採用）が 1 人、2 年目職員が 3 人、と経験年数の短い職員が多く、十分な業務継承が行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- △ 経験が少ない職員が多いので、業務上、経験的な知識を要する案件について、人権センターでの通算年数の長い所長に相談を求めることが多くなっている現状がある。各職員が、必要な研修を受講するなど継続してスキルアップに努めるとともに、経験年数を考慮した職員配置を求めている必要がある。

意見

人員配置の異動周期が早く、担当職員の取り組みがなかなか継承されない。効果的に事業の成果を出せるよう、確実な業務引継に努めるとともに、退職者の継続雇用なども含め、業務内容を深く把握している職員の継続配置を考慮すること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 内部事務管理について【合规性の視点】

ア 内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

イ 会計事務について、前例踏襲に陥ることなく疑問点は会計管理課に確認するとともに、必ず根拠法規についても確認し、全職員に周知すること。

② 部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消について【有効性の視点】

ア 人権センターが 5 年に 1 回行っている市民人権意識調査の結果においては、障害者・高齢者に対する差別等の関心が高い。人権センターでは、依然として、部落差別をはじめ、あらゆる差別意識は存在しているととらえている。引き続き、差別の現状の把握、各種人権啓発、隣保事業について効果的な取り組みを進めていくこと。

イ 結婚における部落差別については、これまで同和教育・同和政策に取り組んできた結果、特に若い世代を中心として市民の意識に変化は生じていると感じられるので、現状を細かく分析し、その上で適切な対策を立てること。

ウ あらゆる差別について、差別意識を持つ人々の心の不安や不満の解消を図るため、担当職員は啓発を行うに当たり、一般論ではなく具体的に丁寧な説明を行い、差別意識の解消につなげること。

③ 「人権の花」運動について【有効性の視点】

「人権の花」運動事業実施委託について、毎年度法務省等が指定する小学校に、花の種子・苗・プランター等を準備させ、同校児童が中心となって花の栽培等を行うことを委託しているが、学校へのアンケート結果で、人権問題についての関心や理解が「あまり深まらなかった」との回答が見受けられる。花を育ててそれで終了という結果にならないよう、例えば、プランターに人権擁護のネーミングを入れるなど、児童にとってより効果のある啓発ができるよう、事業内容について法務省と協議を行っていくこと。

④ 就業支援事業について【有効性の視点】

人権プラザにおける就業支援事業は重要な施策であるが、予算執行率がかなり低い。就労目的者の資格取得要望等のニーズを正確に把握した上で、実施事業を決定するとともに予算計上を行うこと。

⑤ 人権プラザの役割について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

人権プラザ4館は、地域で身近な公共施設として、より多くの住民が来館されるよう取り組むとともに、身近な人権に関する相談ができる施設としての機能も十分に果たしていくこと。また、毎年度行っている事業もあるが、単に事業を継続していくのではなく、時代のニーズに応じて事業内容を考慮していくこと。

選挙管理委員会事務局

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 選挙管理委員会事務局

対象年度 令和3年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和4年11月18日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

選挙管理委員会事務局の主な業務内容及び職員数（令和4年10月6日現在）は、次のとおりである。

【選挙管理委員会事務局】

選挙管理委員会事務局 職員（専任） 4人 （併任） 12人 （※） 会計年度任用 1人	（1）各種選挙の管理執行に関すること。
	（2）各種選挙人名簿に関すること。
	（3）選挙管理委員会に関すること。
	（4）選挙啓発事業に関すること。
	（5）検察審査員候補者予定者の選定に関すること。
	（6）裁判員候補者予定者の選定に関すること。
	（7）事務局の庶務、経理に関すること。
	（8）地方自治法等に定める議会の解散及び特定公務員の解職請求等に関すること
	（9）選挙に関する照会及び回答に関すること。

※ 併任は、総務部職員

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

(3) 期日前投票の適正な執行に係るリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査では、支出事務、契約事務、情報管理、組織・人員の項目で点数が高いものがあるが、全体的にはリスクは低い評価となった。事前調査の結果、現金等管理、支出事務について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
現金等管理	現金や金券の取扱いがあるか	現金・金券の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	1 / 4	○
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	○
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	

情報管理	個人情報を取扱っているか。	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

(評点／リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務対象職員3人に対して、全員が年間360時間を超える時間外勤務(*1)を行っており、かつ、厚生労働省が定める過労死の労災認定基準(*2)を上回る時間外勤務を行っていた。

*1 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

*2 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

指 摘

時間外勤務対象職員全員が、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務を行っており、かつ、時間外勤務が年間360時間を超えていた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死認定基準を上回る状況の解消を実現すること。

(3) 期日前投票の適正な執行に係るリスク

- ◆期日前投票は、現在6箇所（商業施設を含めると7箇所）で行っており、各期日前投票所で投票事務に当たる職員は、選挙の都度、全庁的に選出される。しかし、期日前投票は長期間にわたり、投票事務に当たる職員は、本来業務との兼務期間も長期にわたるため、期日前投票において、適正な選挙の管理・執行を行う体制が確保できているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 期日前投票所における投票事務従事者については、選出基準は、原則、役職が主幹以上の選挙事務経験者の中から選任している。

また、選挙管理委員会事務局は、期日前投票の開始前に、期日前投票所の事務従事者向けの研修を行っている。さらに、各期日前投票所の事務従事者のリーダーが作成する投票日程と事務従事者のローテーション表を提出させ、十分な事務体制がとれているかチェックし、不十分な場合はローテーションの変更を求めることにより、適正な期日前投票の管理・執行を行える体制づくりに努めている。

なお、令和３年度執行の衆議院議員総選挙における期日前投票において、投票用紙の交付誤りが生じたが、即座に自動交付機を追加配備して再発防止策を講じたほか、以後の選挙に備えてマニュアルを見直すとともに、事務説明会時に繰り返し選挙事務の重大性を説明し、従事者の意識向上に努めるなどの改善策を講じている。

意見

全投票者数に占める期日前投票者数の割合が年々増加する傾向にあり、今後も、投票事務従事者の適切な選出、及び、事務従事者に対する適切な指導体制を維持し、適正な管理執行に努めること。

２ ３ E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 内部事務管理について【合规性の視点】

内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 常時啓発について【有効性の視点】

常時啓発は、市民一人ひとりが政治や選挙に関心を持ち、自らの一票を進んで投票することを目指す意義ある活動といえる。今後も、明るい選挙推進協議会が行っている各地区における啓発や、大学生で構成されている四日市選挙啓発学生会「ツナガリ」が行っている選挙管理委員会事務局職員も交えた意見交換、選挙管理委員会事務局が独自に行っている若者への啓発やホームページやＳＮＳでの情報発信などの活動を充実させること。また、投票率向上に向けたホームページやＳＮＳのさらなる有効活用など、より効果的な啓発方法を研究すること。

③ 大規模投票区の解消について【有効性の視点】

選挙人名簿登録者数６千人を超える１２箇所の投票区について、できる限り早期に分割を行い、大規模投票区の解消を図ること。

④ 投票環境の整備について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

2階に投票所がある東富田会館について、近年、椅子式階段昇降機を更新しているが、階段出入口付近の屋根が小さく、荒天時には投票者にとって適した環境とは言えない。利用者の立場に立って、投票環境の整備を行っていくこと。

⑤ 開票風景の放映等について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

選挙は市民が身近に政治を感じる絶好の機会であることから、様々な選挙において、地域のケーブルテレビ局等の報道機関に、開票作業を行っている風景を放映する機会を提供することなどについて検討すること。

公平委員会事務局

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 公平委員会事務局

対象年度 令和3年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査等の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和4年11月18日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

公平委員会事務局の主な業務内容及び職員数（令和4年9月1日現在）は、次のとおりである。

【公平委員会事務局】

公平委員会事務局 職員5人	（1）地方公務員法第7条の規定に基づき設置される公平委員会に、同法第12条第5項の規定により置かれる事務職員として、公平委員会に関する事務を処理する。
------------------	---

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

（1）リスク評価チェックリストの検証

（2）公平委員会の役割を職員に周知できていないリスク

（3）ノウハウが容易に継承されないリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、リスクが低い評価となった。事前調査の結果、事務処理誤りは見受けられなかった。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

特になし。

(2) 公平委員会の役割を職員に周知できていないリスク

◆公平委員会は、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員の不利益な処分についての審査をし、必要な措置を講じることを目的とした機関であるが、公平委員会の役割を職員に周知できているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

○ 職員の不利益な処分の審査請求に対する裁決をする機関でもあり、積極的に利用を促しているわけではないが、必要な場合に利用できるよう、今後の新規採用職員研修や所属長研修時において周知に努める。

(3) ノウハウが容易に継承されないリスク

◆異動の際の引継ぎは、容易に行うことができるのか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

○ 措置要求及び不服申し立てがない年度もあることにより、経験も少なくなるが、手順書を熟読して業務を行うことができるため、異動の際には事務処理手順書を引き継いでいる。

2 3 E(経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 措置要求及び不服申し立てについて【有効性の視点】

職員が公平委員会に措置要求及び不服申し立てを行ったときは、引き続き本人の不利益にならないように十分配慮すること。

シティプロモーション部 観光交流課

第 1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
対象部局 シティプロモーション部 観光交流課
対象年度 令和３年度
対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
実施場所 四日市市役所 監査委員室
監査期間 令和４年１１月２８日
- 4 監査の主な実施内容
四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

シティプロモーション部観光交流課の主な業務内容及び職員数（令和４年９月１日現在）は、次のとおりである。

【観光交流課】

シティプロモーション部 職員 1 人 観光交流課 職員 2 人 任期付職員 1 人 企画係 職員 3 人 任期付職員 1 人 会計年度任用 1 人	(1) 観光振興の調査研究及び施策の企画立案に関すること。
	(2) 観光客の誘致に関すること。
	(3) 産業観光に関すること。
	(4) 観光関係諸団体に関すること。
	(5) 部及び課の庶務に関すること。
事業係 職員 4 人	(1) まつり、花火大会等観光事業の実施に関すること。
	(2) 観光資源の創出及び振興に関すること。
	(3) 宮妻峡ヒュッテに関すること。
	(4) レジャー施設に関すること。

(職員 10 人、任期付職員 2 人、会計年度任用職員 1 人)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

(3) コロナ禍における業務の知識や経験の継承におけるリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、支出事務、契約事務、財産管理等において点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。事前調査の結果、支出事務、物品・備品管理について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しが行なわれず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	

契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
	指定管理者制度を導入しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	プロポーザルによる契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4 / 4	
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生リスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多い課	所属において業務に必要なスキルが継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

(評点／リスク最大時評点)

（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務対象職員 7 人に対して、3 人が年間 360 時間(*1)を超える時間外勤務を行っていた。

また、厚生労働省が定める過労死の労災認定基準(*2)を上回る時間外勤務を行っている職員も見受けられたが、当職員は新型コロナウイルス感染症への対応のために保健所の兼務発令を受けており、そのために時間外勤務が過大となっていたものである。令和3年度後半には、保健所への全庁的な応援体制が整うことで、こうした状況は改善されつつある。

*1 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1 年の時間外勤務の上限は、原則として 360 時間以内と規定されている。

*2 過労死の労災認定基準：発症前 1 か月間に概ね 100 時間又は発症前 2 か月間ないし 6 か月間にわたって、1 か月あたり概ね 80 時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

意 見

時間外勤務が年間 360 時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実に努めるため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI 技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。

（３）コロナ禍における業務の知識や経験の継承におけるリスク

- ◆新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、観光交流課が所管するイベントの中止や縮小がされているが、こうした状況においてイベントに関する業務の知識や経験の継承に課題は生じていないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- △ イベントについては担当者を複数設け、経験者が新たな職員に助言を行うことで、スムーズな業務継承を図り、円滑にイベントを開催できるよう努めている。また、イベントが開催できない期間が続いている状況を踏まえ、人事異動で経験者が不在となることのないよう、人事課には配慮を求めている。

意見

人事異動や職員の長期休暇などにより、実際に経験者が不在となり、イベントの実施に支障をきたす事態が生じることのないよう、業務マニュアルの整備や任期付職員の活用等をはじめとして、業務の知識・経験がスムーズに継承できる体制づくりに一層努めること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 内部事務管理について【合规性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 移住支援事業について【有効性の視点】

ア 人口の東京一極集中の是正及び地方の人手不足を解消するため、東京圏から市内へ移住及び就業をした人に対して、移住支援金を交付する事業を実施しているが、実績は0件となっている。令和3年度には国が定める対象範囲が拡充されたこともあり、本市の定住人口を増やすためにも、当制度の周知を図るとともに、イベントなどを通じて本市の認知度の向上に努めること。

イ 四日市市への移住を勧めるにあたっては、交付金をはじめとした金銭的な面をアピールするのみではなく、住むところや働くところも含め、四日市市へ来たら何ができるのかといった展開を考えたPRを行うこと。

③ 四日市観光協会について【有効性の視点】

四日市市が、観光という点で全国の中で存在感を示していくためにも、四日市市観光協会の体制強化に努めるとともに、協会の在り方についても随時検討を行うこと。

④ 四日市市観光大使について【有効性の視点】

観光大使については、選任期間中に担っていただく役割が重要である。効果的に観光発信を行ってもらうためにも、観光大使による四日市市のPRに費用をかける、再任について基準を設けるなど、現在の観光大使の在り方について検討を行うこと。

⑤ 負担金等を支出している各種協議会等について【有効性の視点】

ア 四日市観光協会、四日市観光・シティプロモーション協議会など、観光に関わる団体が複数ある中で、それぞれの役割や違いが分かりづらくなっている。四日市市が先導して観光の発信を行うためにも、こうした点の整理を行い、スマートな情報提供が行えるよう取り組むこと。

イ 北勢5市5町が参加している北伊勢広域観光推進協議会については、負担金を支出していることもあり、四日市市もしっかりと発言を行い、主導して観光推進に取り組むこと。

ウ 負担金を支出している団体に対しては、構成団体の事業にのみ有益な活動がされることのないよう、四日市市としてもしっかりと発言を行っていくこと。

⑥ 一般財団法人地域活性化センターへの職員派遣の成果活用について【有効性の視点】

職員を派遣している一般財団法人地域活性化センターの支援メニューを関係部局に情報提供し、地区市民センターが活用に至った事例があるとのことだが、活用の結果についても確認を行い、その後の横展開を図るなど、一時的な効果にとどまらないような取り組みを行うこと。

⑦ 観光資源の有効活用について【有効性の視点】

地元の観光資源を有効に活用するためには、観光資源化して売り込むことが必要である。そのために、具体的な実績の数値を示して民間の協力を求めたり、必要な環境整備を行うよう関係部局に働きかけたりするなど、従来の発想を転換した取り組みを実施すること。

⑧ 観光におけるメディア活用について【有効性の視点】

観光におけるメディア活用として「2020 東海・北陸 B-1 グランプリ in 四日市」とシティプロモーション映像「必見 四日市」シリーズをコラボレーションさせたボイスミックスを製本化し、市内の小学校に配布したところ有用な教材として活用されたとのことであるが、こうした事例がさらに増え、今後の観光推進における資源の発掘・活用につながるよう努めること。

⑨ シティプロモーションの展開と効果的な観光推進について【有効性の視点】

ア シティプロモーションを展開するにあたっては、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を機に状況は大きく変わってきている。コロナと共生するという新たな時代にあるということを理解し、施策に活かすこと。

イ 観光を推進するにあたっては、どのように四日市市に来てもらうのかという物語を作ることが大切である。そのための様々な素材の活用を含め、散発的なPRに止まることのない、多様な挑戦を通じて観光の推進に取り組むこと。

ウ 東京などで地場製品の販売や情報発信を行う際には、来場者は貴重な情報を提供してくれるということも意識し、情報収集の場としても有効に活用すること。

エ 四日市観光協会が担うことが想定されるバスタ事業の観光に関する業務については、観光に対する民間企業の取り組みを支援するという方法での展開についても検討すること。

シティプロモーション部 文化課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 シティプロモーション部文化課

対象年度 令和3年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査等の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和4年11月21日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

シティプロモーション部文化課の主な業務内容及び職員数（令和4年9月1日現在）は、次のとおりである。

【文化課】

文化課 職員3人	(1) 文化の振興に関すること。
	(2) 文化団体に関すること。
	(3) 文化会館及び泗翠庵に関すること。
	(4) 三浜文化会館に関すること。
文化振興グループ 職員4人 会計年度任用2人	(5) 文化振興基金に関すること。
	(6) 文化功労者表彰に関すること。
	(7) 四日市市文化まちづくり財団との連絡に関すること。
	(8) 文化財の調査及び研究に関すること。
文化財グループ 職員4人 会計年度任用13人	(9) 文化財の保存及び活用に関すること。
	(10) 文化財の指定に関すること。
	(11) 文化財保護審議会に関すること。
	(12) 久留倍官衙遺跡公園に関すること。
	(13) その他文化に関すること（文化財の保護に関することを含む）。
	(14) 課の庶務に関すること。

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 業務の継承におけるリスク
- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (4) 統合された所属のため、十分に連携が図られていないリスク
- (5) 出先機関の備品の管理がなされていないリスク
- (6) 文化会館の駐車場が満車により駐車できないリスク
- (7) 埋蔵文化財整理作業所の安全性が担保されないリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、全般的にリスクが平均的な評価となった。事前調査の結果、事務の一部で不適切な処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

旧文化振興課

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	

支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手側の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	指定管理者制度を導入しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
基金	基金を所管しているか	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	

(評点／リスク最大時評点)

旧社会教育・文化財課

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手側の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	4 / 6	

契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	2 / 6	○
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	○
	プロポーザルによる契約又は特定の地域活動組織との継続的な契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4 / 4	
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	○
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

(評点／リスク最大時評点)

(2) 業務の継承におけるリスク

- ◆学芸員は、ベテラン職員のみ配置であるが、技術の継承は行われていくのか。また、文化振興事業に携わる職員は所属の勤続年数が短い、業務の継承は行われているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- 埋蔵文化財を専門とする学芸員の採用は、平成14年度以降行われておらず、文化財行政の技術の継承が将来的に困難になることから、人事当局に採用の要望を行っている。埋蔵文化財調査業務を行っている会計年度任用職員は、正職員から指導を受けることや研修を受講するなどし、業務の継承が行われている。また、文化振興事業に携わる職員については、各業務に関するマニュアルを作成し、業務の継承に努めるとともに、バランスのよい職員配置となるよう、人事当局に要望していくとのことである。

（３）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務対象職員 11 人に対して、2 人が年間 360 時間を超える時間外勤務（*1）を行っていた。

*1「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1 年の時間外勤務の上限は、原則として 360 時間以内と規定されている。

意 見

職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間 360 時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI 技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。

（４）統合された所属のため、十分に連携が図られていないリスク

- ◆文化振興課と社会教育・文化財課が統合され文化課となったが、意識共有が図られているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 平成 17 年度に市民文化課と社会教育課に分離され、令和 4 年度に文化振興課の文化振興業務と社会教育・文化財課の文化財業務が統合し、文化課となりグループ制が導入されている。係に比べ、グループの枠を超えて文化財と文化振興の業務に携わりやすくなり、文化行政やシティプロモーションの推進を促す効果がある。

（５）出先機関の備品の管理がなされていないリスク

- ◆出先機関が多数保有している備品について、備品の実査を行うなど、適切に管理がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- △ 出先機関に配置されている職員及び指定管理者は、日頃から管理している備品について把握しており、年に 1 回の備品実査の際には文化課の職員が実査を行っている。

指 摘

工事等で更新された工作物が公有財産台帳に反映されておらず、施設により指定管理者に使用させる備品の考え方に統一感を欠いているため整理すること。備品・消耗品のリストを指定管理者と共有し、厳格な財産管理体制を構築すること。また、現在使用していない備品は廃棄し、管理しやすい体制とすること。

（６）文化会館の駐車場が満車により駐車できないリスク

- ◆文化会館の駐車場は、催し物が重複すると、満車の状況が見受けられるが、駐車場が足りないのではないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 文化会館駐車場の混雑を解消するために、ホームページで駐車場の混雑状況を周知している。また、満車の場合は、一般の契約駐車場を案内しているが、令和３年度に満車により駐車できなかった回数は８回発生している。このため、令和４年度に２箇所、合計３４台分の駐車場を新たに借用し、１２月１９日から供用開始する。

意 見

駐車場を拡張したとのことであるが、文化の拠点にはいっそう増設の必要がある。また、バスの駐車場がないことから、中央通りの再編後や、さらなる駐車場所の確保も含め、先を見据えた検討を続けること。

（７）埋蔵文化財整理作業所の安全性が担保されないリスク

- ◆建築から約６０年経過している文化財整理作業所は、老朽化が著しいが、安全性は担保されているのか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 耐震補強工事を施工したことにより、現在収蔵庫として活用できる基準を満たしている。貴重な出土品類の仕分け・保存が必要であり、耐用年数が７０年であるため、建て替えの要求を行っているところである。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意 見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 音楽等情報ステーション推進事業について【効率性の視点】

音楽等情報ステーション推進事業は広報マーケティング課の事業と重複しているところがある。一定の役割を果たした事業は、効率的に見直し、市民の利便性を高めること。

③ 文化の拠点について【有効性の視点】

ア 四日市市文化会館と三浜文化会館はそれぞれの役割を果たせるような文化の拠点であること。

イ 泗翠庵等の施設について、公益財団法人四日市市文化まちづくり財団と連携しながら広く周知すること。

ウ 旧四郷村役場の改修後には、また新たな文化の拠点となることから、広く周知し、活用につなげること。

④ 情報発信について【有効性の視点】

お茶の産地、萬古焼に代表される伝統産業や、それにまつわる飲食、街や人の動きのストーリーを連動するなど、ポテンシャルを活かし、全国的な注目を集めるよう部局が連携し、SNSの特性も活かして横断的に文化を発信すること。

⑤ クラウドファンディングについて【有効性の視点】

旧四郷村役場のクラウドファンディングを令和4年度に行っているが、四日市の歴史文化をストーリー性をもって発信することで、市内出身で成功した企業人等も寄付をしやすい形となるよう努めること。

⑥ 御池沼沢植物群落について【効率性の視点】

御池沼沢植物群落内には、地元自治会が管理している土地がある。境界が確定したとのことであるが、土地取得を本格的に検討するなどして保存整備を進めること。

⑦ 自動販売機について【住民福祉の向上の視点】

三浜文化会館に設置されている自動販売機について、更新時には災害時無料となる協定を結ぶ等、庁内の先進事例の情報を収集して条件を整備すること。

⑧ 久留倍官衙遺跡八脚門北面壁補修工事について【有効性の視点】

人的な要因により八脚門北面壁補修工事が行われたが、今後も同様の行為が発生しないよう留意して管理を行うこと。

シティプロモーション部 スポーツ課・総合体育館管理室

・ハーフマラソン準備室

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象

対象部局	シティプロモーション部 スポーツ課・総合体育館管理室 ・ハーフマラソン準備室
対象年度	令和3年度
対象事項	財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所	四日市市役所 監査委員室
監査期間	令和4年11月21日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

シティプロモーション部スポーツ課・総合体育館管理室・ハーフマラソン準備室の主な業務内容及び職員数（令和4年9月1日現在）は、次のとおりである。

【スポーツ課】

スポーツ課 職員1人 施設係 職員4人 再任用職員1人 会計年度任用1人	(1) 運動施設及び四日市ドームの運営管理に関すること。
	(2) 運動施設及び四日市ドームの整備及び整備計画に関すること。
	(3) 運動施設及び四日市ドームの利用促進に関すること。
	(4) 総合体育館管理室に関すること。
	(5) 課の庶務に関すること。
振興係 職員6人 会計年度任用1人	(1) スポーツの振興及び奨励に関すること。
	(2) スポーツ関係事業の計画及び実施に関すること。
	(3) スポーツ推進審議会及びスポーツ推進委員に関すること。
	(4) スポーツ団体及びレクリエーション団体の指導育成に関すること。
	(5) ハーフマラソン準備室に関すること。

総合体育館管理室 職員 4 人 再任用職員 1 人 会計年度任用 6 人	(1) 四日市市総合体育館の管理運営に関すること。
ハーフマラソン準備室 職員 2 人 任期付職員 1 人 会計年度任用 1 人	(1) 四日市ハーフマラソンの準備及び運営に関すること。
	(2) 関係機関諸団体との連絡調整に関すること。
	(3) 室の庶務に関すること。

(職員 17 人、任期付職員 1 人、再任用職員 2 人、会計年度任用職員 9 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 補助金が適切に支出されないリスク
- (4) 管理する施設で事故が発生するリスク
- (5) 公有財産が適切に管理されないリスク

2 3 E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、支出事務、契約事務、財産管理等において点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。事前調査の結果、支出事務、文書管理事務について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が 4 点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	○

支出事務	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	○
	指定管理者制度を導入しているか	指定管理者制度を導入しているか	4 / 4	
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用（又は、市民に有効利用）されないリスク	4 / 4	
	土地又は建物の貸付けを行っているか	土地又は建物の貸付けを行っているか	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

(評点／リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務対象職員 12 人に対して、6 人が年間 360 時間を超える時間外勤務(*1)を行っていた。

*1「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1 年の時間外勤務の上限は、原則として 360 時間以内と規定されている。

意見

職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間 360 時間を超える職員が見受けられた。前年度以前よりは所属全体の平均時間外勤務数が減少しているので、所属長は、引き続き、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI 技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。

（３）補助金が適切に支出されないリスク

- ◆スポーツクラブなどを交付先とする補助金事業を数多く実施しており、以前は委託料として支出していた事業について内容を精査したところ、補助金とするのが適切と判断し、令和 3 年度より新設された補助金もある。これら補助金の補助率や上限額もさまざまであるが、交付決定や支出事務は適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- △ 各々の補助金要綱に基づいて適切な補助金の申請であるかなど判断し、事業計画や事業報告書の内容をチェックしている。また、交付決定や支出の手続きも規則に則って適切に行っている。

意見

市独自の生涯スポーツ普及促進策により、競技人口が衰退した種目もある。全国的な状況を把握し、運動と健康の両立等全市的な視点で事業を運営すること。

（４）管理する施設で事故が発生するリスク

- ◆さまざまな運動施設等を所管している所属であり、施設の使用目的上、事故や怪我が発生するリスクが比較的高い。施設の設備の安全性を確保し、少しでもリスクを減らすとともに、事故等が発生した際の対応も重要である。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- △ 指定管理施設においては指定管理者が毎年度作成する危機管理マニュアルをスポーツ課で確認し、直営施設はスポーツ課で危機管理マニュアルを作成して、台風などの災害が発生した際をはじめ、事故等が発生した際の連絡先や対応の仕方を定めている。

意見

指定管理の施設管理をはじめ、チェックの必要な業務は多いので、所属内でのOJTがとても重要である。施設で事故が発生しないよう、引き続き適正な管理に努めること。

(5) 公有財産が適切に管理されないリスク

- ◆管理する公有財産が多く、また広範囲に渡って存在していることから、その管理事務量も多い。各施設や設備の保守点検など安全性を確保する業務、公有財産の増減を適切に公有財産台帳に反映させるといった事務上の処理などに不備が生じることはないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 施設・設備の保守点検や増減による公有財産台帳の更新は行われているが、指定管理施設が多く処理漏れのおそれもあるため、市職員による定期的な検査が必要である。

意見

- ① 管理する施設及び備品等が多く、また利用による破損も生じやすい。巡回では入念に点検し、問題が見つかれば迅速に施設修繕等の整備を実施すること。
- ② 支柱を補強した場合など、原課契約工事において工作物の価値に変動が生じた案件についても、適宜、工作物台帳に反映させ、処理漏れのないようにすること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 内部事務管理について【法規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② コロナ禍におけるスポーツイベント等の実施について【住民福祉向上の視点】

令和3年度は、スポーツイベント等を一定程度は実施できたものの、中止となったものもある。今後もコロナ禍は続くことが予想される中、感染防止の工夫をしながら、市民のスポーツの機会を確保するよう努めること。

③ 原課契約工事について【経済性の視点・法規性の視点】

ア 施設などを多く所有しており、その建物や工作物などについて修繕が必要となることで、原課契約工事も多く行っている。状況によっては緊急工事となる場合もあるが、事務取扱要領を遵守し、請負業者の選定や請負金額において、公平性、妥当性を確保していくこと。

イ 原課契約工事として実施している案件の費用について、工事請負費や修繕料とするのが真に適切であるのか曖昧なものがみられる。支出科目を判断する際には、疑義の生じない明確な説明ができるよう整理しておくこと。

④ 新たに整備された運動施設について【経済性の視点、有効性の視点】

ア 三重とこわか国体・三重とこわか大会の準備を契機に整備された新たな大規模運動施設を、大規模大会の誘致等により積極的に利用し、スポーツ振興及びシティプロモーションに資すること。また、大規模大会の誘致等は必要であるが、市民が利用困難になることも想定される。施設の空き情報の提供・予約調整等のほか、民間施設との連携も検討すること。

イ 大規模施設の整備を短期間で行った結果契約金額が高額となり、維持管理を含め財政圧迫が懸念される。費用面での今後の方向性を検討すること。一例として、LEDのリース契約や電力契約の見直し等より経済的な視点を持つこと。

⑤ 四日市ハーフマラソンについて【経済性の視点、有効性の視点】

四日市ハーフマラソンに関し、感染症予防対策のため中心市街地発着を予定していた当初コースの見直しが必要となり、令和4年度には調査費用として4,000万円弱の経費が必要として補正予算が議決されたが、他都市ではすでに開催に成功している事例も多い。今後は、専門家の知見や他大会等の情報収集により課題を迅速に明確にするとともに、事業実施にあってはあらゆる可能性を予見してさらなる費用の上乗せを防ぐこと。

また、中学校の駅伝大会などにも利用できるようなコースについても検討し、シティプロモーション、シビックプライドの醸成につなげること。

⑥ 指定管理業務委託について【法規性の視点】

指定管理業務委託において、市が費用負担すべきことと指定管理者が費用負担すべきことは協定により定めがある。特段の事情があり定めに拠らない費用負担を行う場合は、事前に指定管理者と協議を十分に行って業務を実施すること。

⑦ 総合型地域スポーツクラブについて【有効性の視点】

総合型地域スポーツクラブへの期待は大きく、設立を待つて補助する現行の支援体制は脆弱と言わざるを得ない。現状を検証しながら、設立も活動もサポートしていくこと。